

第3節 通商政策局	196
1. 世界経済の動向	196
2. 国際経済協力	196
2. 1. アジア太平洋経済協力（APEC）	196
2. 2. G7サミット、G20サミット	198
2. 3. 経済協力開発機構（OECD）	199
3. 世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA/FTA）、投資協定	200
3. 1. 世界貿易機関（WTO）	200
3. 2. 経済連携協定、投資協定	207
4. 新興国戦略	212
5. 二国間関係	213
5. 1. アジア大洋州各国関係	213
5. 2. 米州関係	218
5. 3. 欧州・ロシア関係	219
5. 4. 中東・アフリカ諸国関係	223
6. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）	224

第3節 通商政策局

1. 世界経済の動向

主要国経済の動向を見てみると、米国の2016年の実質GDP成長率は前年比1.6%増と、2015年の2.6%増からはやや鈍化した。需要項目別寄与度をみると、GDPの約7割を占める個人消費は引き続き堅調に伸びたものの、設備投資が7年ぶりにマイナスに寄与したほか、在庫投資の落ち込みが目立った。米連邦準備制度理事会（FRB）は、2015年12月にゼロ金利政策を解除した後、労働市場の力強さを背景に2016年12月にFF金利誘導目標を0.50%～0.75%に引き上げ、2017年3月には再び0.75%～1.0%へ引き上げた。ユーロ圏経済は、個人消費及び固定資本形成が成長を牽引し、実質GDP成長率は1.8%となった。欧州各国において経済は回復傾向に推移しているものの、政治情勢や政策に関する不確実性等が、各国の投資に今後抑制的に働く可能性がある。英国の実質GDP成長率は1.8%と前年比プラスを維持した。一方、EU離脱に関する動きを背景に、ポンド安を通じてインフレ率が加速しており、家計消費の縮小が懸念されている。また中国経済は、2016年全体での実質GDP成長率が6.7%と前年より緩やかに低下した。しかし、四半期ベースの動きを見ると、政府の各種政策効果もあり、2016年後半以降、景気は持ち直しの動きが見られる。一方、引き続き過剰生産能力、過剰債務、過剰不動産在庫等に起因する経済的リスクも懸念される。

また、2017年4月時点でIMFが発表した世界経済見通しの中では、堅調な金融市場や、製造業や貿易の循環的な回復により、世界的に経済活動が改善しているとした。一方で、世界的な保護主義の広がり、中東やアジアでの地政学的緊張の高まり等のリスクを指摘し、開放的な貿易体制の維持や、多国間の協力による支えが必要であると強調した。世界の実質GDP成長率は、2016年は3.1%と、2015年の3.1%から横ばいであり、今後の見通しについても、2017年は3.5%、2018年は3.6%と、前回1月時点の見通しから2017年0.1ポイント上方修正した。

IMFの主要国・地域の実質経済成長率の見通し

	2016年	今回見通し (2017年4月)		前回(2017年1月) からの変化	
		2017年	2018年	2017年	2018年
世界	3.1	3.5	3.6	0.1	0.0
先進国・地域	1.7	2.0	2.0	0.1	0.0
米国	1.6	2.3	2.5	0.0	0.0
ユーロ圏	1.7	1.7	1.6	0.1	0.0
ドイツ	1.8	1.6	1.5	0.1	0.0
フランス	1.2	1.4	1.6	0.1	0.0
イタリア	0.9	0.8	0.8	0.1	0.0
スペイン	3.2	2.6	2.1	0.3	0.0
日本	1.0	1.2	0.6	0.4	0.1
英国	1.8	2.0	1.5	0.5	0.1
カナダ	1.4	1.9	2.0	0.0	0.0
新興市場及び途上国・地域	4.1	4.5	4.8	0.0	0.0
ロシア	-0.2	1.4	1.4	0.3	0.2
中国	6.7	6.6	6.2	0.1	0.2
インド*	6.8	7.2	7.7	0.0	0.0
ASEAN-5**	4.9	5.0	5.2	0.1	0.0
ブラジル	-0.6	0.2	1.7	0.0	0.2
メキシコ	2.3	1.7	2.0	0.0	0.0
サウジアラビア	1.4	0.4	1.3	0.0	-1.0
ナイジェリア	-1.5	0.8	1.9	0.0	-0.4
南アフリカ	0.3	0.8	1.6	0.0	0.0

備考：
*1インドは会計年度ベース。成長率は市場価格ベースの値。
*2 ASEAN5はインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム。
資料：IMF「World Economic Outlook Update, April 2017」から作成。

2. 国際経済協力

2. 1. アジア太平洋経済協力（APEC）

APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation）は、日本とオーストラリアが主導して1989年に創設した、アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組みである。発足時には12であった参加国・地域は徐々に拡大し、2017年3月現在では21か国・地域が参加しており、世界全体のGDPの約55%、世界貿易額の44%、世界人口の40%を占めている。アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易・投資の実現に向けて、ビジネス活動の円滑化や経済・技術協力などの取組を推進している。

APECは、参加国・地域の自主性を重んじ、域外に対しても貿易・投資の自由化・円滑化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義（open regionalism）」を標榜しており、また、NAFTA（North American Free Trade Agreement：北米自由貿易協定）諸国、ASEAN 7か国、ロシア、中南米をも含む広範な地域をカバーしていることから、地域統合間の連携としての側面も持っている。

（参考）2017年3月現在のAPECメンバー

（＊は発足時の12メンバー）

- ・ASEAN（フィリピン＊、インドネシア＊、マレーシア＊、タイ＊、シンガポール＊、ブルネイ＊、ベトナム）
- ・米州（米国＊、カナダ＊、メキシコ、チリ、ペルー）
- ・オセアニア（オーストラリア＊、ニュージーランド＊、パプアニューギニア）
- ・その他（日本＊、韓国＊、中国、中国香港、チャイニーズ・タイペイ、ロシア）

(1) 分野別大臣会合

(ア) APEC貿易担当大臣会合

2016年5月17日及び18日、ペルー共和国・アレキパにおいてAPEC貿易担当大臣会合(MRT)が開催された。我が国からは、鈴木経済産業副大臣及び山田外務大臣政務官が出席し、地域経済統合、中小企業の国際化等について議論が行われた。

1 地域経済統合

(ア) 多角的貿易体制への支持

冒頭、アゼベドWTO事務局長から、第10回WTO閣僚会議は成功であったこと、成果を出し続けることが必要として、「取り進め方」と「中身」双方の具体的な詳細が必要であることを発言。一部のエコノミーからは開発を含むドーハ・ラウンドの既存の課題の重要性が主張されたが、一方で、すべてのエコノミーは、具体的に新たな課題(電子商取引、競争政策、中小企業、投資、漁業補助金等)を取り上げたいと発言。最後にアゼベド事務局長から、諸課題について現状でどのような新しい具体的要素があるのか明確化する必要がある、APECでの主導的議論に期待する旨の発言があった。

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)

各エコノミーからは概ね、FTAAP実現に関する課題研究として現在実施中の「共同の戦略的研究」の進捗を歓迎し、本年末の首脳会議に報告をまとめるべく作業を進めることの重要性、また、FTAAPの実現に向けた意思が表明された。日本からは、FTAAPについて、署名に至ったTPPに加え、交渉中の東アジア地域包括的経済連携(RCEP)を包括的かつ高いレベルの協定とし、それを土台として、デジタル貿易や製造業関連サービスといった次世代型の貿易投資課題を含む包括的で質の高いものとなるべき等発言した。

各エコノミーからは、本年末までに策定予定の「APEC競争力サービスロードマップ」について発言、策定に向けた議論を精力的に行うことで一致。日本からは特に、サービス分野の自由化に係る取組を各エコノミーで進める重要性等を強調。

また、日本からは、G7でも主要議題となっている質の高いインフラ投資等に係る我が国主導の取組等を紹介した。

2 中小企業の国際化とグローバル・バリューチェーン(GVCs)

昨年策定された「零細・中小企業(MSMEs)のグローバル化のためのボラカイ行動アジェンダ」の実施状況等について議論が行われ、日本から、MSMEsのGVCsへの参画の重要性や中小企業の国際化に向けた取組を支援していること等について発言した。また、APEC地域における中小企業の競争力を向上させ、GVCsへの参加拡大の観点から、裾野産業育成支援策の高度化に向けた取組を進めていることを説明した。併せて、GVCsに関し、投資環境改善に係る取組やアジアとラテンアメリカのバリューチェーン強化の取組を進めていることを紹介するとともに、自然災害に対する強靱性向上のため、日本の取組・知見を共有するとともに、APECでの取組を奨励した。

(イ) APEC中小企業大臣会合

2016年9月9日、ペルー共和国・リマにおいて、第23回APEC中小企業大臣会合が開催され、我が国からは井原経済産業大臣政務官が出席した。「成長と繁栄のエンジンである中小企業」を主要議題とした同会合において井原大臣政務官から、日本の中小企業に対する海外展開支援策について紹介を行うとともに、APEC域内に海外展開していく中小企業を支援するため、各エコノミーが、域内における法制度の整備、商習慣改善等、現地におけるトラブル防止のための措置を講じることによって、域内の中小企業のグローバル・バリューチェーンへの参画促進を図ることが重要であると呼びかけた。

さらに、本会合の成果として大臣声明が採択された。

(2) 閣僚会議

閣僚会議は、首脳会議の直前に開催される経済・貿易担当大臣及び外務大臣による会議のことである。分野別の大臣会合(貿易、エネルギー、中小企業、電気通信・情報産業等)などから、その年の議論の内容について報告を受け、成果を確認するとともに、今後APEC参加エコノミーが重点的に取り組むべき課題について議論が行われ、共同閣僚声明が発出される。

第27回APEC閣僚会議は、2016年11月17日から18日にかけて、ペルー共和国・リマにおいてAPEC閣僚会議が開催された。我が国からは世耕経済産業大臣及び岸田外務大臣が出席した。世耕経済産業大臣から、APECに

おける取組に関し、以下の提案や主張を行い、多くのエコノミーから支持を得るとともに、閣僚共同声明にも盛り込まれた。

- ・世界の経済・貿易が停滞し、反自由貿易主義の気運もあるが、APECは自由貿易と構造改革を強力に推進すべきことを指摘した。

- ・FTAAPについては、包括的で質の高い協定を目指すことが必要であり、また、FTAAPの実現のためには、TPPの速やかな発効や、質の高いRCEPや日中韓FTAが重要であることを指摘しました。TPPについては、今国会での承認へ向けて最大限努力しており、全てのTPP参加国が早期承認へ向けてあらゆる努力を行うことを呼びかけた。

- ・デジタル貿易については、中小企業を含め大きなビジネス・チャンスをもたらすものであり、情報が安全かつ自由に流通する環境を整備すべくデジタル貿易を次世代貿易投資課題と位置付け、APECでの議論を進めていくべきと提案した。

- ・最後に、質の高いインフラ開発投資については、APECにおいてインフラ開発投資制度を評価し、能力構築の協力を行う提案を行い、フィリピンの調査に着手したことを報告するとともに、「質の高い電力インフラ・ガイドライン」が本年合意に至ったことを説明し、我が国が質の高いインフラの普及に今後も貢献していくことを述べた。

- ・人的資本開発については、少子高齢化の下で持続的な成長を図るため、「一億総活躍社会」において、柔軟な働き方、最先端の人材育成、生産性の高い事業への労働移動を三本柱とする「働き方改革」に取り組んでいることを報告しました。また、女性の活躍推進にも言及し、様々な舞台で活躍する女性を応援していることを表明した。

(3) 首脳会議

首脳会議は、APEC参加国・地域首脳が参集し、その年の成果を確認するとともに、APECが取り組むべき課題と解決に向けた取組の方向性を議論するものである。年1回開催され、毎回、首脳宣言が発出されている。

第22回APEC首脳会議は、2016年11月19日から20日にかけて、ペルー共和国・リマにおいて開催され、我が国からは、安倍内閣総理大臣が出席した。クチンスキー・ペルー大統領が議長を務め、「質の高い成長と人間開発」

という全体テーマの下、地域経済統合の推進、地域フードマーケットの促進、零細・中小企業の近代化、人材育成促進などについて幅広い議論が行われた。

世界経済の見通し、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の推進方策、零細・中小企業のグローバル・バリューチェーンへの統合、デジタル貿易、サービス関連産業活性化等について議論される中、概要以下のとおり、安倍総理より発言が行われた。

- ・世界経済の見通しに対する下方リスクの高まりに対し、日本の積極的な取組を紹介しつつ、各首脳が金融、財政、構造改革等の政策を総動員しこれらに対処すべき旨を表明した。

- ・自由貿易こそが世界経済の成長の源泉、格差拡大等への懸念に由来する保護主義に対し、日本は「包摂的な成長」をもたらす経済政策を進めて自由貿易を推進する旨表明。TPPは自由で公正な経済圏を作り出し、「包摂的な成長」の基礎となるもの、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)も包括的で質の高い協定を目指すことで「包摂的な成長」の基礎となる旨表明した。

- ・包摂的な経済の実現こそが、自由貿易に対する国民の持続的な支持を培うとして、日本が取り組む「一億総活躍社会」実現への取組を紹介し、これが「成長と分配の好循環」による成長戦略であることを強調した。

- ・サービス分野、デジタル貿易といった新たなビジネスに対応した、自由で公正なビジネス環境を整備する必要性を主張した。

2. 2. G7サミット、G20サミット

(1) G7伊勢志摩サミット(2016年5月)

2016年5月のG7伊勢志摩サミットでは、不透明さを増す現下の世界経済情勢を踏まえ、「強固で、持続可能な、かつ、均衡ある成長の達成に貢献するための対応」として、「G7伊勢志摩経済イニシアティブ」に合意した。その中においては、世界経済、移民及び難民、貿易、インフラ、保健、女性、サイバー、腐敗対策、気候、エネルギーといった分野における具体的な行動について、G7各国のコミットメントが取りまとめられた。

世界経済については、首脳宣言において、「強固で、持続可能な、かつ、均衡ある成長を達成するための、我々の

取組を強化することに対する3本の矢のアプローチ、すなわち相互補完的な財政、金融及び構造政策の重要な役割が再確認された。また、「財政戦略を機動的に実施し、及び構造政策を果敢に進めることに關し、G7が協力して取組を強化することの重要性」について合意がなされた。加えて、「適切な水準の公共投資を確保することを意図するとともに、民間部門との連携による資源の効果的な動員によることを含め、不足に対処するための質の高いインフラ投資を促進する」とともに、「環境、エネルギー、デジタル・エコノミー、人材育成、教育、科学及び技術など、経済成長に資する分野への更なる投資にコミットする」として、G7としての具体的な投資分野例の明示がなされた。

鉄鋼等の過剰供給能力問題については、首脳宣言において、「特に鉄鋼の世界規模での過剰生産能力が、我々の経済、貿易及び労働者に与える負の影響を認識する。特に、我々は、海外へ生産能力を拡大するために与えられる支援を含め、市場を歪曲し、世界規模の過剰生産能力を助長する、政府及び政府によって支援された機関による補助金その他の支援について懸念している」と明記された。その上で、「このような補助金等の支援を特定し、その排除を求める協調的な行動によることを含め、市場機能を向上させること及び調整を奨励することによってこの問題に対処する措置をとるにあたり、速やかに行動することにコミットしている。この点に關し、我々はOECDその他のフォーラムなどの場を活用しつつ、他の主要な生産国と協議するとともに、必要に応じ、かつWTOルールの規則及び規律と整合的な形で、我々の権利を行使するための広範な貿易政策上の措置及び行動を検討する用意がある。」と表明がなされた。

サイバーについては、首脳宣言において、「プライバシー及びデータの保護やサイバーセキュリティを尊重しつつ、インターネットの開放性、透明性及び自由を確保するため、情報の自由な流通及びデジタル・エコノミーの全ての主体によるサイバー空間への公平かつ平等なアクセスを促進することにコミットする」として、不当なデータ・ローカライゼーション要求やソースコードへのアクセス又はその移転を求める一般的に適用される政策に反対する旨を含む、「サイバーに關するG7の原則と行動」が支持された。

このほかにも、首脳宣言で、「質の高いインフラ投資の

推進のためのG7伊勢志摩原則」に支持がなされるとともに、さらに、「国際開発金融機関(MDBs)を含む関連するステークホルダーに対し、それら機関のインフラ投資及び支援を同原則に沿ったものにするための奨励」がなされた。また、「現在のエネルギー価格水準によって増大する不確実性に直面し、エネルギー投資、特に質の高いエネルギー・インフラ及び継続的な上流開発における投資の促進において、主導的役割を果たすことにコミットする」とされた。

(2) G20 杭州・サミット (2016 年 9 月)

中国・杭州で開催されたG20サミット(金融・世界経済に關する首脳会合)の首脳宣言では、「世界経済の回復が進捗し、一部の経済の強じん性が改善され、成長の新しい源泉が現れつつあるものの、成長は引き続き期待よりも弱く、金融市場における潜在的変動、一次産品価格の変動、停滞する貿易及び投資並びに一部の国における生産性及び雇用の鈍い伸びのため、下方リスクが引き続き存在している。

また、地政学的な展開、増加する難民の流入並びにテロ及び紛争から生ずる課題が、世界経済の見通しを複雑なものにしている。」との認識を示すとともに、「金融政策、財政政策、構造改革等の全ての政策手段を個別にまた総合的に用いることへの決意」を確認した。

過剰生産能力問題については、首脳宣言において、「鉄鋼及びその他産業における過剰生産能力が、共同の対応を必要とする世界的な課題であること」、「政府又は政府支援の機関による補助金その他の支援措置が市場のゆがみを引き起こし、世界的な過剰生産能力に寄与し得ること及びそのため注目を必要とすること」を認識した上で、「コミュニケーション及び協力を強化すること並びに市場の機能を強化し調整を促すためにこの課題に対処する効果的な措置をとること」、「この目標に向けて、我々は、G20構成国と関心あるOECD加盟国の積極的な参加を得つつOECDによって支援される鉄鋼の過剰生産能力に關するグローバル・フォーラムの設立を通じた情報共有と協力の促進を求めること」等に合意した。また、貿易大臣会合及びそれをサポートするT I W Gの定例化が定められた。

2. 3. 経済協力開発機構 (OECD)

（１）沿革

第二次大戦後の欧州各国の深刻な経済的混乱を救済すべきとの米国マーシャル国務長官の提案を契機として、1948年4月、欧州の16か国でOECE（欧州経済協力機構）が発足した。その後1961年9月に米国及びカナダが加わり、世界的視野に立った国際機関としてのOECD（経済協力開発機構）へ発展的に改組。我が国は1964年に21か国目として加盟。2016年現在、35か国が加盟。

※OECD加盟国：イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、エストニア、スロベニア、日本、米国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエル、ラトビア

OECDの目的は、加盟国間の自由な意見交換及びピアレビュー、統計の整備等を通じて、[a]経済成長、[b]貿易自由化、[c]途上国支援、の3点に貢献すること（OECDの三大目的）である。理事会の下、政策分野毎の約30の委員会で議論が行われるとともに、閣僚理事会が年1回開催される。サミット直前の開催が慣例であり、閣僚理事会における経済成長、多角的貿易等についての議論はサミットの議論に影響を与える。

（２）閣僚理事会

（ア）概要

2016年6月1日～2日、フランス・パリにおいてOECD閣僚理事会が開催され、高木経済産業副大臣が、濱地外務大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官他と共に出席した。今次閣僚理事会のテーマは、「包摂的な成長に向けた生産性の向上」。世界経済の成長率の低迷を背景に、「生産性上昇率の低下」と「格差の拡大」という2つの課題が並存する中、いかに生産性を向上させ、かつ「包摂的な」成長を遂げるべきかについて取り組んだ。

（イ）主な論点

（A）OECD経済見通し

公表された「OECD経済見通し」（OECD Economic Outlook）では、金融危機から8年を経たが、世界経済

の成長は低迷した状態が続いており、緩和的な金融政策と合わせて、より積極的な財政政策の優先順位付け、構造改革の再活性化を含めた包括的な政策が必要であることが指摘された。また、日本の実質GDP成長率については、2017年4月の消費税率10%への引き上げを前提に、労働力や生産能力不足や企業の高収益が設備投資、雇用や賃金を下支え、2016年は0.7%、2017年は0.4%程度の成長となると予測した。

（B）貿易と投資の生産性及び包摂性に対する役割強化

高木経済産業副大臣から、G7伊勢志摩サミットにおいて首脳が合意した貿易・投資関連事項として、（i）過剰生産能力問題の認識とその解消に向けた市場機能強化の必要性、（ii）WTO環境物品交渉（EGA）のG20杭州サミットまでの妥結を目標とすること、（iii）デジタル技術等の急速な進展に対応したWTOにおける新たな取組の必要性について紹介した上で、これらの課題に対応する際のOECDの役割への期待がステートメントに盛り込まれた。

3. 世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA/FTA）、投資協定

3. 1. 世界貿易機関（WTO）

（1）多角的自由貿易体制の要としての世界貿易機関（WTO）

1948年に発足したGATTの締約国は、過去8度にわたり多角的交渉を行い、自由かつ公正な貿易ルールの方策を目指してきた。数次のラウンド交渉¹を経て、次第に関税削減が実現され、関税以外の貿易関連ルールも整備された。1993年のウルグアイ・ラウンド妥結後は、GATTを発展的に改組してWTO（世界貿易機関）が設立された。

WTOは、それまでGATTが担ってきたラウンド交渉を通じた物品貿易に係る関税及び非関税障壁の削減や予見可能性を高めるための通商ルールの強化・充実に加え、規律範囲を拡大し、新たにサービス貿易、知的財産の貿易の側面についても対象としている。また、紛争解決機能を抜本的に強化し、GATTに比べて、その対象範囲が拡大し実効性も向上している。

¹1960年に開始された第5回交渉（ディロン・ラウンド）以降、多角的交渉は「〇〇ラウンド」と呼ばれる。

2001年に開始されたドーハ・ラウンド交渉に関しては、2011年12月に行われた第8回WTO閣僚会議（MC8）において、交渉対象全分野²の一括合意が当面困難であることを認め、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で議論を進めることが合意された。

その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO閣僚会議（MC9）において精力的な交渉の結果、バリ・パッケージとして合意された。2015年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）においては、農業の輸出競争、開発分野で合意を得るとともに、I TA拡大交渉の妥結をみた。また、閣僚宣言にドーハ・ラウンド交渉について先進国と途上国の双方の主張が両論併記され、時代に即した新たな課題への取組を求める国があることも明記された。

ラウンド交渉以外でも、WTOにおいては、協定（ルール）の実施に係る紛争解決手続が有効に機能しており、新興国を含め、紛争解決手続の活用件数が増加している。また、リーマン・ショックに端を発する世界的な経済危機以降、一部の国では自国産業支援や雇用確保を名目とした措置や鉱物資源の輸出規制といった保護主義的措置が導入されたが、我が国は、WTOの紛争解決手続を積極的に活用し、こうした措置の是正を求めてきている。

本節では、ドーハ・ラウンド交渉の状況、I TA（情報技術協定）拡大交渉、E GA（環境物品協定）交渉、T i S A（新たなサービス貿易協定）交渉、といったラウンド外の複数国間（プल्ली）交渉のほか、新たな課題への取組、保護主義抑止に向けた取組、WTO協定の実施、紛争解決手続きを概観する。

（ア）ドーハ・ラウンド交渉（多角的交渉の推進）

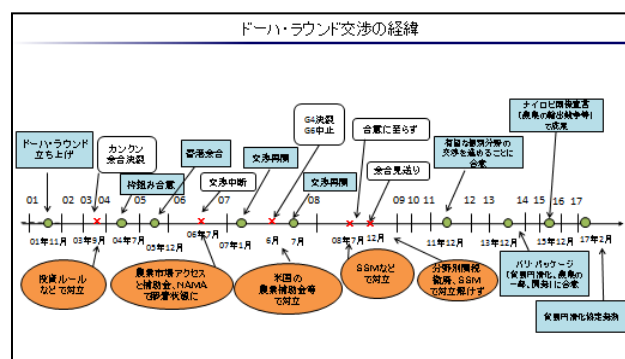
2001年にカタールのドーハで行われた第4回WTO閣僚会議において立ち上げが宣言されたドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）（第1図）は、商品の貿易自由化のみならず、サービス貿易、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、環境、途上国問題も含んでおり、グローバル化が進んだ新たな時代の要請に対応した幅広い分野を扱っていることが特徴である（第2

図）。日本にとって本ラウンドの推進は、1.他の先進国及び主要途上国の関税を削減する、2.我が国サービス産業の海外市場への参入を容易にする、3.通商ルール強化により予見可能性を高め、通商紛争を予防する、4.加盟国・地域の国内構造改革を推進するきっかけとなる、等の意義がある。

ラウンド交渉は、経済発展段階や利益・関心の異なる加盟国・地域間での合意を目指すという、複雑かつ困難なものである。先のウルグアイ・ラウンドでは8年間の歳月をかけ、一進一退を繰り返しつつ、関係者の粘り強い交渉により合意が達成された。ドーハ・ラウンドは、2008年7月の閣僚会合の決裂以後、先進国と新興途上国の対立により交渉が停滞し、2011年12月の第8回閣僚会議では、議長総括における「政治ガイダンスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しが無いことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが合意された。

その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO閣僚会議（MC9）において精力的な交渉の結果、WTO設立後初のマルチ協定である貿易円滑化協定を含むバリ・パッケージが合意された。

第1図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯



資料：経済産業省作成

²第1図ドーハ・ラウンド一括受諾の交渉項目と主要論点参照

第2図 ドーハ・ラウンド一括受諾の交渉項目と主要論点

農業	関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA (非農産品市場アクセス)	関税削減(スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃)、非関税障壁の撤廃
サービス	外資規制の削減等の自由化、国内規制の透明化等の規律強化
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化
貿易円滑化	貿易手続の簡素化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い(S & D)
TRIPS (知的財産権)	ワイン・スピリッツの地理的表示(GI) 多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品・サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成

その後、第10回WTO閣僚会議(MC10)における成果につき、加盟国で検討が進められたが、14年間の長期の交渉にも関わらず十分な成果を出せていないドーハ・ラウンド交渉に代わる「新たなアプローチ」が必要であるとする先進国と交渉継続を主張する途上国の間での見解の懸隔が明らかになった。また、グローバル・バリュー・チェーン(GVC)の深化やIT技術など時代の変化に対応するための新たな課題についても、米、EU、日本等の先進国と新たな課題への取組に慎重な姿勢を示すインド、中国等の途上国の間で意見は対立した。

このような中、2015年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議(MC10)においては、農業の輸出競争(輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等)、開発分野で合意を得るとともに、ITA拡大交渉の妥結をみた(詳細後述)。ドーハ・ラウンドの今後の扱い及び新たな課題への取組については、最終的に見解は一致せず、閣僚宣言にドーハ・ラウンド交渉継続の可否に関して両論併記され、また時代に即した新たな課題への取組の有無に

についても、同様に両論併記された。

(イ) ITA(情報技術協定)拡大交渉

(A) 拡大交渉の背景

ITA(情報技術協定)は、IT製品144品目(HS6桁ベース：附属書A³掲載品目のみ)について、ITA参加国の当該品目の譲許税率を撤廃する取決めである。1996年12月のシンガポールWTO閣僚会議の際に日米EU韓など29か国で合意し、1997年に発効した。それ以降、中国、インド、タイなど参加国数が拡大し、2017年3月末現在、82か国・地域(ただしメキシコ、ブラジル等中南米の主要国や南アフリカ等は未参加)が協定に参加している。これらの国のITA対象物品の世界貿易総額に占める割合は97%以上となっている。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、デジタルカメラ(静止画用)等である。

現行協定の発効から18年が経過し、その間の技術進歩を受け、ITA協定の品目リストの拡大と対象範囲の明確化に対する各国産業界からの期待が高まっていた。

ITA拡大交渉は、具体的には、技術進歩により高機能化、デジタル化している医療機器やデジタルビデオカメラ、高機能化・多機能化した新型集積回路等を新たにITAの対象とする品目リストの拡大や、範囲を巡って過去にWTOの紛争解決手続に付託されたこともある、ITAの対象等(現行協定の附属書Bから附属書Aへの移行を含む)の明確化を目的としている。

(B) 拡大交渉立ち上げまでの経緯

2011年3月に、日本、米国、韓国、台湾等、17か国39業界団体(その後、同年5月に18か国41団体)がITA拡大を要請する共同声明を発表。これを受け、ITAの主要参加国(日本、米国、中国、韓国、台湾など)がほぼ全て参加するAPECで、日本、米国が連携してWTOでのITA拡大交渉に向けた機運の醸成を開始した。具体的には、2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、「APECエコノミーが品目及びメンバーシップ拡大に向けた交渉開始にリーダーシップを発揮していく」旨に合意した。

このAPEC首脳宣言を受けて、日本、米国連携の下、

³ITA対象品目のリストは、附属書A(対象品目がHSによって特定されている品目)と、附属書B(関税分類にかかわらず対象とされる品目リスト)で構成されている。

2012 年前半の交渉開始を目指して協定参加国間の意見調整を行ってきた。他方で、交渉立ち上げの最終局面まで、EUが関税交渉と非関税障壁交渉をリンクさせて I T A 拡大交渉を行うべきと強く主張し、ドーハ・ラウンドが停滞する中、産業界の期待に応え、W T O が迅速に結果を出すためには、関税交渉に集中すべきと主張する日米等各国との間で協議が続いた。日本、米国は、各国と連携して E U に対して働きかけを行い、最終的には関税交渉と非関税障壁交渉を切り離すことで E U も合意し、交渉立ち上げの道筋ができた。

2012 年 5 月には、日本、米国等が共同で拡大交渉の開始を呼びかけるコンセプトペーパーを W T O に提出し、5 月 14 日にジュネーブの W T O 事務局で開催された I T A 15 周年記念シンポジウムの翌日に開催された I T A 委員会公式会合で、I T A 拡大及びそのための作業を開始していくことに各国の強い支持があり、実質的な交渉が開始された。

(C) 拡大交渉妥結までの経緯

交渉立ち上げ以降、月に 1 回の頻度で交渉会合がジュネーブで開催され「品目候補リスト」の作成が進み、2012 年秋からは、フィリピン、シンガポール、中国が参加し、品目候補の絞り込みが始まったが、中国が多くの対象品目の除外を主張したため、交渉はしばしば中断された。

2014 年 11 月の A P E C 北京首脳会議の際に行われた米中首脳会談における米中間の対象品目合意の後、2015 年 7 月、交渉参加メンバーは拡大対象品目 201 品目（新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタル A V 機器、医療機器等）に合意し、同月、関税撤廃期間や実施スケジュール等の合意に関する宣言文とともに、W T O 一般理事会で報告・公表された。

2015 年 9 月からは、我が国が I T A 拡大交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を行った。そして、2015 年 12 月、ケニア・ナイロビで開催された第 10 回 W T O 閣僚会議（M C 10）において、林元経済産業大臣が議長を務め、対象品目の世界貿易額の 90% 以上をカバーする、53 メンバー（E U 加盟国 28 か国を含む）で交渉妥結に至った。

201 対象品目の全世界貿易額は年間 1.3 兆ドルを上回り、世界の貿易総額の約 10% に相当する。これは自動車関連製品が世界貿易に占める割合 4.8% を大幅に上回る規模

である。日本からの 201 対象品目の対世界輸出額は約 9 兆円（日本の総輸出額約 73 兆円の約 12%）輸出先での関税削減額は約 1700 億円と試算される。（2014 年の貿易データを基に試算。）

(ウ) E G A（環境物品協定）交渉

(A) 議論の背景

2001 年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別合合（C T E S S）の設置が盛り込まれ、これを受けて、C T E S S において関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、A P E C に場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011 年 11 月の A P E C ホノルル首脳会議で、2015 年末までに対象物品の実効関税率を 5% 以下に削減する旨合意され、2012 年 9 月の A P E C ウラジオストク首脳会議で、その対象品目として 54 品目に合意した。

(B) 交渉立ち上げまでの経緯

A P E C において環境物品 54 品目の関税削減が合意されたことも受け、2012 年 11 月より、ジュネーブにおいて、環境物品の自由化推進国で形成する「環境フレンズ」国（日本、米国、E U、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー）で、W T O での今後の環境物品自由化の交渉の進め方についての議論が開始された。

2013 年 6 月には、米国が「気候変動に関する大統領行動計画」を発表。その中で、A P E C 環境物品リストを基に、W T O において、太陽光、風力、水力、地熱などクリーンエネルギー技術を含んだ環境物品の貿易自由化に向けた交渉を立ち上げること、今後 1 年間で当該品目の世界貿易シェアの 90% を占める国の参加を目指すこと等に言及した。

その後、2013 年 10 月の A P E C バリ首脳会議において、A P E C 環境物品リストを基に W T O で議論を前進させる機会を探索する旨合意したことも受け、ジュネーブにおける議論が加速した。そして、2014 年 1 月に、ダボスの W T O 非公式閣僚会合の開催にあわせて、米国が主導して、有志国 14 か国・地域（日本、米国、E U、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーラン

ド、スイス、ノルウェー、コスタリカ）が、WTOにおける環境物品交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014年7月に、有志国14か国・地域で環境物品交渉を立ち上げ、APECで合意した54品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

(C)交渉の現状

2014年7月以降、2か月に1～2回のペースで交渉会合がジュネーブで開催されている。2015年4月以降、積み上げが行なわれた品目について、環境クレディビリティの観点から議論が行なわれ、対象品目の絞り込み作業が進められた。

2015年11月の交渉会合では、同年12月のケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）での品目合意を目指し議論が行なわれたものの、合意には至らなかった。

2016年5月のG7伊勢志摩サミット、6月のOECD閣僚理事会の-marginでの閣僚級会合を経て、同年9月のG20首脳会合までの妥結を目指す方向で合意した。

2016年7月、G20上海貿易大臣会合の-marginで、交渉参加10メンバーの閣僚級会合が開催された。G20貿易大臣会合声明において「9月の杭州サミットまでに着地点に達した上で、本年末までに行なわれるEGA閣僚級会合で妥結することを目指す」ことに、中国を含む形で、合意した。

2016年9月、G20杭州サミット首脳宣言において、「交渉の着地点に到達したことを歓迎し、参加国の核心的な懸念に対処する効果的な方法を見出した上で、残された懸隔を埋め、幅広い環境物品に対する関税撤廃を追求する野心的な未来志向のEGAを2016年末までに妥結するための努力を倍加するとの目標を再確認」された。

G20杭州サミット首脳宣言で年内妥結に向け努力を倍増するとされたことを踏まえ、2016年12月に妥結を目指し閣僚会合を開催。しかし同会合では対象品目に関する立場の懸隔が埋まらず、妥結には至らなかった。

交渉参加メンバーは、2015年1月からはイスラエルが、3月からはトルコ及びアイスランドが交渉に加わり、2017年3月末現在では46か国・地域（EU28カ国を含む）が交渉に参加している。

我が国としては、日本企業の競争力強化、地球環境問題への貢献、交渉の場としてのWTOの再活性化という観点

から、本交渉に、関係国と連携しつつ積極的に取り組んでいく。

(エ) T i S A（新たなサービス貿易協定）交渉

1995年のGATS発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及をはじめとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の態様が大きく変化してきていることを背景に、WTOにおいても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国はFTA/EPAの締結等を通じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011年12月に開催された第8回WTO閣僚会議では、1.途上国が強く支持するドーハ開発アジェンダは打ち切らない一方、2.一括妥結は当面実現不可能であることを認め、部分合意、先行合意等の可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致した。

これを受け、2012年初頭から、「新たなアプローチ」の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始された。2012年7月5日には、交渉のモメンタムの維持・拡大、有志国・地域以外の国々に対する透明性の確保と議論への参加の奨励を目的として、それまでの約半年間の議論で方向性の一致したものを取りまとめたメディア・リリース「サービス貿易交渉の進展」が公表された。日本を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、2013年6月には、本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行い⁴、2か月に1回程度の頻度で交渉を行ってきた。2016年1月のT i S A非公式閣僚会合で、2016年中の交渉妥結を目標として交渉を加速化することで一致し交渉が行われたが、議論の収束には至らなかった。2017年3月末現在のメンバーは、51か国・地域（日本、米国、EU（28か国）、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ニュー

⁴外務省 HP
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000387.html) 参照。

ジーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン及びモーリシャス）である。

（オ）貿易円滑化協定

貿易円滑化協定は、貿易取引の時間とコストを削減し、貿易・投資の拡大を通じた経済の成長・発展を目指す協定である。ドーハ・ラウンド交渉の成果であり、1995年のWTO設立以来はじめて全加盟国が参加して作成された新協定である。

貿易円滑化協定は2004年11月にドーハ・ラウンド交渉の一分野として交渉が開始され、2013年12月第9回WTO閣僚会議でバリ合意の一部として採択された。2014年11月には全加盟国が参加するWTO一般理事会で貿易円滑化協定をWTO協定に追加するための改定議定書が採択された。その後2017年2月、WTO全加盟国（164加盟国）の3分の2（110加盟国）の受諾により発効に至った。

貿易円滑化協定は、貿易規則の透明性の向上に関する措置、税関手続きの迅速化・簡素化に関する措置、途上国に対する優遇措置及び能力構築などを内容とする。WTOによれば、協定の完全な実施により、加盟国の貿易コストは平均14.3%減少すると試算されている。さらに、貿易円滑化協定は貿易・投資の拡大に加え多角的貿易体制の強化にも資するものであり、協定に含まれる条項がすべての加盟国で完全に実施されるよう、我が国としても積極的な働きかけを行っている。

（カ）保護主義の抑止

世界経済危機以降、自国産業支援や雇用確保を目的とした保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各国で高まった⁵。そうした国内の圧力を受けて保護主義的措置をとる国があると、他国の追随や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延し、世界貿易・経済に悪影響を及ぼすことが懸念された。そうした中で、多角的貿易体制を体現するWTOは保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。近年、世界経済の減速等を受けて、保護主義的な動きが活発化している。そうした中、下記に述べるような保護主義監視、保護主義抑止のための

政治的コミットメントはますます重要となっている。

G7、G20およびAPECなどの国際会議の場では保護主義抑止を求める国際的な高いレベルの政治宣言がなされてきた。加盟国はWTO協定を遵守する義務を負うが、政治合意により協定以上のコミットが表明されるという意義がある。2016年5月のG7伊勢志摩サミット、9月のG20杭州サミット、10月の日中韓経済貿易大臣会合、11月のAPEC首脳会議・閣僚会議、の成果文書において、保護主義抑止の必要性について再確認された。

また、G7、G20およびAPECなどにおける保護主義抑止の政治宣言については、保護主義抑止の実効性を高めるため、WTO整合的であっても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の最大限の自制に加えて、2つの大きな要素が存在する。一つは、「スタンドスティル（現状維持）」のコミットメントであり、新たな保護主義的措置を実施しないことを約束している。もう一つは、既に導入された保護主義的措置を是正すること、即ち、「ロールバック」のコミットメントである。2016年9月に中国・杭州で開催されたG20杭州サミットでは、2018年までの「スタンドスティル」約束及び「ロールバック」のコミットメントを再確認した。⁶

（キ）新たな課題（ニューイシュー）

第10回WTO閣僚会議（MC10）の閣僚宣言において「新たな課題」への取組みを求める立場が初めて明記されたことを受け、新たな課題に関する議論が開始された。2016年7月、WTOの一般理事会の下に設けられた電子商取引特別会合が開催され、WTOにおける新たな電子商取引の議論が開始した。当会合を契機とし、我が国からTPPの電子商取引章を踏まえた貿易ルール（情報の自由な流通の確保、サーバーなどの現地化やソースコードの開示要求の禁止など）を提案したほか、米国提案、EU・カナダ等による共同提案など多数の提案がWTO事務局に提出されている。

なお、電子商取引のほかには、MSMEs（小規模・中小企業）や投資円滑化といった新たな課題が議論されている。

⁶ 2014年のG20 ブリスベン・サミットでも、2013年のG20 サンクトペテルブルグ・サミットにおけるスタンドスティル及びロールバックのコミットメントが再確認された。

⁵ 『通商白書2009』第2章第3節参照

(キ) WTO協定（ルール）の実施

WTO協定は、自由かつ公正な貿易ルールを策定すると同時に、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。WTO協定上の手続は、問題となっている措置の是正勧告のみならず、勧告が履行されない場合に対抗措置を発動するための手続を備えていることから、他の国際紛争処理手続と比較して実効性は高い。WTO協定に違反する諸外国・地域の法令や措置の是正を求めることは、我が国の不利益を解消するのみならず、協定の実効性を担保するためにも重要である。また、通商摩擦をいわずに政治問題化させないためにも、WTO協定が規定する権利・義務に基づいて主張・対処することが必要である。

こうした方針のもと、我が国は二国間交渉のほかWTOの紛争解決手続の活用により、WTO協定に違反する各国の政策・措置についてその是正を要求している。WTOでは、紛争解決手続が大幅に強化された結果、GATT時代と比べ紛争解決のための通商ルールを加盟国が積極的に活用しており、紛争解決手続に基づく協議要請件数が著しく増加している。1995年のWTO発足以来、WTOの紛争解決手続が用いられた案件は522件（2017年3月末現在）に上っている。こうした中、我が国が当事国として協議を要請した案件は23件あり、係争中の4件を除く19件のうち、18件は我が国の主張に沿った解決がなされている（2017年3月末現在）。また、我が国は、第三国としても多くの案件に参加（第三国参加）し、重要な論点に関して我が国の立場を述べている。

(ク) 紛争解決手続に付託して解決を図っている事案

我が国は、WTO協定に違反する外国政府の政策・措置について、二国間交渉やWTO紛争解決手続等、あらゆる機会を通じてその是正を図っている。我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託し、解決を図っている最近の事例は以下のとおりである。

(A) 韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するAD措置

2014年2月、韓国政府は韓国国内企業からの申請を受けて、日本からの空気圧伝送用バルブに対するAD調査を開始した。2015年1月、韓国政府は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因

果関係があるとしてAD税を賦課する最終決定を行い、同年8月に課税を開始した。

本件において、韓国側は、輸入品が国内品の価格に対して影響を与えていることに関する説得的な説明を行っておらず、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係の認定上の瑕疵があり、また、重要事実開示等の調査手続上の瑕疵があると考えられ、韓国の本件AD措置は、AD協定に違反する可能性がある。

我が国は韓国政府に対し、AD協定に整合しない本件AD措置の撤廃を求め、二国間の対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2016年3月、本件AD措置について、WTO協定に基づく二国間協議要請を行った。協議結果を踏まえ、同年6月9日に、我が国はWTOに対し、本件AD措置について、パネルでの審理を要請し、同年7月4日、パネルが設置された。

(B) インドの日本製熱延鋼板に対するセーフガード措置

インド政府は2015年9月7日、熱延鋼板に対するセーフガード調査を開始し、同年9月9日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015年9月14日から暫定措置による課税を開始した。暫定措置は最長200日間とされている。2016年3月15日、インド商工省セーフガード総局は熱延鋼板の輸入増加及び国内産業への損害のおそれ等を認定する最終答申を行い、これを受けて同年3月29日、インド財務省は、暫定措置の開始から起算して2年6か月間のセーフガード措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のセーフガードの発動要件として、輸入の増加が「GATTに基づいて負う義務の効果」として生じていることが必要であるが、インドの最終報告書において、GATT上の譲許税率が40%であるとの記載はあるものの、その義務の効果により輸入が増加したとの適切な認定がされていない。

また、日本はインドとの間に日本・インド包括的経済連携協定（日印CEPA）を締結しており、当該品目の関税を引き下げている。しかし、日印CEPAに基づく関税譲許の義務は、上記GATT19条1項(a)の規定する「GATTに基づいて負う義務」ではないため、WTO協定上のセーフガードを発動するための調査において、日印CEPAによる関税譲許の効果として生じている輸入増加を考慮してはならないと考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実を GATT19 条 1 項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は単なる需給関係の変化であって予見の範囲内であると考えられる。また、先例上、国産品と輸入品の競争条件について国産品にのみ不利な変更を生じさせるようなものでなければならぬと解釈されているところ、インドの述べる事実は輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しないと考えられる。

加えて、セーフガードを適切に発動するためには、GATT19 条 1 項(a)や SG 協定上の実体要件・手続要件を満たす必要があるが、これら要件の多くも適切に満たしていないと考えられる。

以上のように、インド当局は上記発動要件を適切に認定しておらず、本措置は GATT19 条 1 項(a)や SG 協定に不整合であると考えられる。

我が国は、2015 年 9 月の調査開始以降、インドの本件措置に関し、意見書の提出及び公聴会への参加等を通じ WTO 協定への抵触の可能性を指摘してきた。しかしながら、本措置の撤廃の動きが見られなかったことから、2016 年 12 月、我が国はインドに対して WTO 協定に基づく二国間協議要請を行った。二国間協議は 2017 年 2 月に実施されたが、熱延鋼板のセーフガードについては協議による解決に至らなかったため、同年 3 月に WTO 紛争処理小委員会（パネル）での審理を要請した。

また、インド政府が 2016 年 2 月に導入した鉄鋼製品に対する最低輸入価格制度（Minimum Import Price : MIP）は、品目毎に設定した最低輸入価格を下回る鉄鋼製品についてインド国内への輸入を禁止・制限する措置であり、GATT 第 11 条（輸入数量制限の一般的廃止）に違反する可能性が高いとして上記セーフガード措置と同時に WTO 協定に基づく二国間協議要請を行った。インド政府は MIP を 6 ヶ月間の時限措置として導入し、適用期間の延長を繰り返していたが、協議要請後は延長を措置せず、2017 年 2 月に MIP は失効した。

(D) ブラジルの内外差別的な税制恩典措置について

ブラジルは、2011 年 9 月、自動車に対する工業品税（工

業品に課される付加価値税）の税率を 30%引き上げるとともに、2012 年 10 月より、自動車メーカーに対して、ブラジル国内での一定の製造工程の実施、ブラジル国内での研究開発等への投資などの要件を満たした場合、自動車の製造に使用されたローカルコンテンツの比率等に応じて、工業品税の減税を認める政策（イノバール・アウト）を実施した。また、情報通信機器分野においても、ブラジル国内での生産・投資やローカルコンテンツの使用等に関連付けた税制恩典措置を行った。

これらの措置は、税の免除という利益を受ける上で輸入品を不利に扱っており、ローカルコンテンツの利用を奨励している点で GATT 第 3 条及び TRIMs 第 2 条、補助金協定第 3. 1 条(b)号等に抵触する可能性があることから、015 年 7 月に、ブラジルに対して二国間協議要請を行った。同年 9 月にブラジルとの協議を実施したが、満足のいく解決策が得られなかったことからパネル設置要請を行い、同月、パネルが設置され、現在、パネル審理中である。

3. 2. 経済連携協定、投資協定

(1) 経済連携協定（EPA／FTA）

EPA（経済連携協定）/ FTA（自由貿易協定）とは、物品関税の削減・撤廃、サービス貿易の自由化、投資環境の整備、ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする 2 国間又は多国間の国際協定をいう。

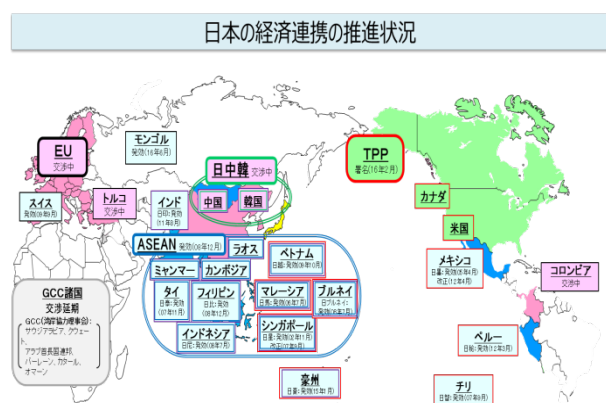
経済連携の推進は、国内に立地する輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。

1990 年代以降、国際経済環境や各国の開発戦略の変化により地域統合の動きが加速し、EPA／FTA の締結数が年々増加してきている。その背景としては、①欧米諸国が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による経済連携を図る動きを活発化させたこと（例：米国が NAFTA（1994 年発効）、EC（1993 年に EU へ発展）が単一市場の構築への取組を加速させる等）、② NIEs や ASEAN がいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコ・ペルー

等の新興国が貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中でEPA/FTAを活用する戦略を採ったこと、さらに、③2000年代後半以降、WTOドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国が貿易・投資の拡大のために積極的にEPA/FTAを結ぶようになったこと等が挙げられる。GATT第24条等に基づく地域貿易協定(RTA)の通報件数を見ると、1948年から1994年の間にGATTに通報されたRTA(FTAや関税同盟等)は124件であったが、1995年のWTO創設以降、400を超えるRTAが通報されており、2017年2月2日時点でGATT/WTOに通報された発行済みRTAは432件に上る。

以下、2016年度までの取組について説明する。

図：日本の経済連携の推進状況



（ア）アジア太平洋地域の経済統合と世界のFTA動向

アジア太平洋地域では、APEC参加国・地域の間で、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現が目指されており、そのための道筋として、環太平洋パートナーシップ(TPP)、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓FTA等の広域経済連携の取組が同時に進行している。

2013年3月には日中韓FTA、2013年5月にはRCEPについてそれぞれ交渉が開始され、米国とEUとの間でも2013年7月にTTIP協定交渉が開始した。2016年3月現在、北米、欧州、アジア太平洋の各地域をつなぐ様々な経済連携の取組が同時並行で進行している。これらの取組が相互に刺激し合うことで高い相乗効果を生み、先進国間でも高いレベルのEPA/FTAの締結が進むことで世界全体の貿易投資に関するルール作りが進むことが期

待されている。

米国のTPP離脱表明をはじめ、世界で保護主義の風潮が高まる中、我が国は自由貿易の旗手として、自由で公正な市場を、アジア太平洋地域を始め世界に広げていくことを目指していく必要がある。

（イ）我が国の経済連携取組状況

(A) TPP (2016年2月4日署名)

日本は、2013年7月にマレーシアで行われた交渉会合から正式にTPPに参加した。2015年度には、7月にハワイで閣僚会合が開催され、9月から10月にかけて開催されたアトランタでの閣僚会合の末、10月5日に大筋合意に至った。その後2016年2月4日にオークランドで署名に至るがなされた。

日本国内に於いては、2016年12月9日に、TPP協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017年1月20日、TPP協定現署名国12ヶ国の中で最も早く国内手続き完了の通報を協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

一方、米国は、2017年1月30日に、TPP協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及びTPP協定署名国各国に対して発出した。

なお、2017年3月15日にチリ（ビニャ・デル・マル）においてTPP閣僚会合が開催され、米国を除くTPP協定署名11ヶ国が出席し、アジア太平洋地域における経済統合を進める方法につき議論を行った。また、2017年5月21日にベトナムでTPP閣僚会合が開催され、11ヶ国が出席。本会合では、TPPの戦略的・経済的意義を再確認し、原署名国の参加を促進する方策も含めたTPPの早期発効のための選択肢を評価するプロセスを開始することに合意した。我が国は、TPPのハイスタンダードな合意内容を早期に実現するべく、引き続き議論を主導していく。

(B) 日EU・EPA(交渉中)

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、EUとのEPA交渉が挙げられる。我が国とEUは、世界人口の1割、貿易額の4割、GDPの3割を占める重要な経済的パートナーであり、日EU・EPAは、日本・EU間の貿易投資を拡大し、双方の経済成長をもたらすとともに、

世界の貿易・投資のルール作りの先頭役を果たすものといえる。

2013 年 4 月の交渉開始以降、2017 年 3 月までに 17 回の交渉会合が開催されている。2017 年 3 月の日 E U 首脳協議においては、安倍総理より、自由貿易の旗を掲げ続けることが重要であり、戦略的パートナーシップ協定とともにできる限り早期に大枠合意し、共に世界に範を示していくべきと述べられた。EU 側からは、日 E U ・ E P A は、双方の経済を大きく活性化するものであり、残された論点は難しいものだからこそ残ってはいけるが、包括的でバランスのとれた合意を目指していく旨述べ、双方の強い政治的意思を確認した。

(C) 東アジア地域包括的経済連携（R C E P : Regional Comprehensive Economic Partnership）（交渉中）

R C E P は、世界全体の人口の約半分、G D P の約 3 割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的には F T A A P の実現に寄与する重要な地域的取り組みの一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内における更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域 E P A が実現すれば、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることを期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によって E P A を活用する企業の負担軽減が図られる。

2013 年 5 月にブルネイで第 1 回交渉会合が開催されて以降、2017 年 3 月までに 17 回の交渉会合と 6 回の閣僚会合（2 回の中間閣僚会合含む）が開催されている。現在、貿易交渉委員会（Trade Negotiating Committee）に加え、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、競争、法的・制度的事項、電子省取引、貿易の技術的障害（S T R A C A P）、衛生植物検疫措置（S P S）、原産地規則、税関手続・貿易円滑化といった幅広い分野について交渉が行われている。経済技術協力、中小企業については 2016 年に合意。

2016 年 8 月 5 日にラオス・ビエンチャンにおいて開催された第 4 回 R C E P 閣僚会合では、物品関税、サービス

貿易の自由化提案（オファー）の提出など、交渉を前進させるための努力が歓迎された。また、各国の首席交渉官に対して、今後の議論の進め方についての指示を行い、交渉における大きな前進の重要性が強調された。

東アジアの成長を取り込み、我が国産業の国際展開を後押しするものとなるべく、引き続き包括的で高いレベルの協定の早期妥結を目指し交渉を進めていく。

(D) 日中韓 F T A （交渉中）

日中韓 3 か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3 か国の G D P 及び貿易額は、世界全体の G D P 及び貿易額の約 2 割を占める。日中韓 F T A は 3 か国間の貿易・投資を促進するのみならず、F T A A P（アジア太平洋自由貿易圏）の実現にも寄与する重要な地域的取組の一つである。

2013 年 3 月に交渉を開始して以降、2017 年 3 月までに計 11 回の首席代表による交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫（S P S）、貿易の技術的障害（T B T）、法的事項、電子商取引、環境、協力等の広範な分野について議論を行っている。

また、2016 年 10 月の日中韓経済貿易大臣会合では、包括的かつ高いレベルの協定の実現を目指し交渉を加速化していくことが確認された。

(E) 日・A S E A N 包括的経済連携（A J C E P）協定（サービス・投資章実質合意）

A S E A N 全加盟国との E P A である日・A S E A N 包括的経済連携（A J C E P）は、2004 年 11 月の首脳間での合意に基づき 2005 年 4 月より交渉を開始し、2008 年 4 月 14 日に各国持ち回りでの署名を完了し、加盟国との間で順次発効している（2017 年 3 月末時点ではインドネシアを除き発効済）。2010 年 10 月より交渉が行われていた A J C E P のサービス貿易章・投資章については 3 年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013 年 12 月の日 A S E A N 特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。2017 年 3 月末時点では、残された技術的論点等の最終調整中である。

(F) 日 G C C ・ F T A （交渉延期）

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC(湾岸協力理事会)諸国とのFTAについては、2006年9月に交渉が開始され、2009年3月までに2回の正式会合と4回の中間会合が実施された。しかし2009年7月に、GCC側の要請により交渉が延期されており、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。

この地域は、我が国の原油輸入量全体の約75%(2015年)を占め、また我が国からの総輸出額2.7兆円に達する(2015年)。さらに、人口増加に伴う大規模なインフラ整備の需要があり、各国による、官民一体となった売り込みが積極的に展開されている。貿易・投資拡大及び我が国のエネルギー安全保障の観点に加えて、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが重要である。

(G) 日・モンゴルEPA(2016年6月7日発効)

2012年3月の日モンゴル首脳会談において交渉を開始することで一致した日・モンゴルEPA交渉は、2014年7月の日モンゴル首脳会談において大筋合意が確認された。また、2015年2月の日モンゴル首脳会談において、両国首脳間で協定への署名が行われ、2016年6月に発効した。

本協定により、我が国からモンゴルへの輸出における無税品目の割合が、現状、輸出額の1%未満から発効後10年間で約96%まで拡大し、モンゴル市場へのアクセスが格段に改善する。特に、自動車については、主力の4,500cc以下の完成車(製造後0～3年)が発効後直ちに無税となる。関税以外の分野でも、特に、投資分野においては、民間企業のモンゴルの資源・エネルギー分野への参入に際して、投資許可段階からの内国民待遇・最恵国待遇が付与されるほか、ISDS条項(投資家と国家間の紛争解決)の適用が盛り込まれるなど、日本側から見たモンゴル側の投資環境が大きく改善する。豊富な天然資源に恵まれるモンゴルと我が国の関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。

また、日・モンゴルEPAはモンゴルにとって初めてのEPA/FTAとなる。両国は、2010年11月の日・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」について、2013年3月の首脳会談時には①政治・安全保障分野、

②経済分野、③文化・人的交流分野を中心に発展させていくことで一致しており、本協定の締結はその強化に大きく寄与するものである。同パートナーシップ強化のために2017年3月に策定された中期行動計画(2017-2021年)では、我が国およびモンゴル政府が日・モンゴルEPAの着実な実施に向けて緊密に連携・協力するとともに、モンゴル政府が実施のための法的環境を整備することが確認された。

(H) 日・カナダEPA(交渉中)

日カナダEPA交渉については、2011年3月から2012年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。共同研究の報告書を受け、2012年3月の日カナダ首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間EPAの交渉を開始することで一致した。第1回交渉会合は2012年11月に行われ、最近では2014年11月に第7回交渉会合が開催された。

(I) 日・コロンビアEPA(交渉中)

コロンビアは、2016年11月にコロンビア政府とコロンビア革命軍(FARC)の間での和平合意が議会で承認され、安定した成長率(今後5年間で平均4%強)が見込まれる人口約4,900万人の市場であり、EPAを通じた貿易・投資環境の改善により輸出入拡大が期待される。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、中南米諸国、米国、カナダ、EU、及び韓国とのFTAが発効済みである。

2011年9月の日コロンビア首脳会談において、日・コロンビアEPAの共同研究の立ち上げが合意されたことを受けて共同研究が開始され、2012年7月にあり得べきEPAは両国に多大な利益をもたらすことに資するとの報告書がとりまとめられた。同報告書を踏まえ2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国はEPA交渉を開催することで一致し、2012年12月に第1回交渉が開催された。

その後、2017年3月末までに、13回の交渉会合が開催された。また、2016年9月に続き同年11月にも行われた日・コロンビア首脳会談においては、両首脳は、交渉が最終段階にあり、交渉の早期妥結を目指すことを確認した。

(J) 日・トルコEPA(交渉中)

トルコは高い成長率が見込まれ、人口 8,000 万人の魅力的な市場を持つ。貿易・投資環境の改善による輸出入拡大が期待され、我が国企業の関心は高い。日・トルコ間の投資・ビジネス環境の改善や、発効済の韓国・トルコ FTA（物品協定）に劣後しない貿易の自由化や規律の策定を目指している。

日・トルコ EPA によって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化を早急に図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押しするとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしての競争力を高めるべくトルコの投資環境関連制度の改善を図ることを目指す。

(K) 日・韓 EPA（交渉中断中）

韓国との EPA 交渉は 2003 年 12 月の交渉開始後、2004 年 11 月の第 6 回交渉会合を最後に中断しているが、2008 年の日韓首脳会談を受け、交渉再開に向けた実務協議が開催されてきた。2011 年 10 月に行われた日韓首脳会談では、交渉再開に必要な実務的作業の本格的実施につき一致し、課長級実務協議が行われるなど、引き続き交渉再開に向けた調整が進められている。

(2) 投資協定

投資協定とは、投資先国での自国投資家及びその財産の保護や締約国間の投資自由化等を約束する国家間の条約である。海外に投資した投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上等により、投資を促進するための内容を規定している。

我が国は、これまでアジア諸国を中心に 42 件の投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定）に署名し、うち 35 件が発効している（2017 年 3 月現在）。

一方で、世界の投資関連協定数は大きく増加しており、UNCTAD（国連貿易開発会議）の調べでは、2016 年時点で 3,324 件に達している。中でも、欧州諸国や中国等は既に 100 件前後の投資協定を締結しており、我が国も更なる取組の推進が必要である。今後は、資源国や新興経済国を中心に、実際のニーズに基づいて交渉相手国の優先順位を付け、迅速かつ柔軟に投資協定の締結を進めることが求められている。

2016 年 5 月、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備

に向けたアクションプラン」を策定し、今後は当該プランに基づいて投資関連協定の締結を始めとして、投資環境の整備を促進していくこととなった。その主な内容として、第一に、我が国として、投資関連協定の締結促進に集中的に取り組み、2020 年までに、投資関連協定について、100 の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。第二に、交渉相手国の選定に当たっては、毎年度、我が国から相手国・地域への投資実績と投資拡大の見通し、我が国産業界の要望、我が国外交方針との整合性、相手国・地域のニーズや事情等を総合的に勘案の上、方向性を検討していく。第三に、投資関連協定の締結交渉に当たっては、投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保することを不断に追求する。同時に、産業界の具体的なニーズや相手国の事情等に応じながら、スピード感を重視した柔軟な交渉を行う。第四に、我が国は、二国間又は複数国間の投資関連協定の交渉を積極的に進めると同時に、多数国間フォーラムなどにおける投資環境整備に向けた国際的な議論に積極的に貢献していく。第五に、協定を締結するに当たっては、従来からの投資協定の内容のみならず、近年の経済・社会状況の変化も踏まえ、サービスや電子商取引等の分野を含めることも検討するなどして、新たな企業活動にも対応した投資環境を作り上げることにより我が国の経済成長を目指すこと等について盛り込まれている。

表：我が国の投資関連協定締結状況

締結相手国（地域を含む）	署名	発効
エジプト	1977 年 1 月 28 日	1978 年 1 月 14 日
スリランカ	1982 年 3 月 1 日	1982 年 8 月 7 日
中国	1988 年 8 月 2 日	1989 年 5 月 14 日
トルコ	1992 年 2 月 12 日	1993 年 3 月 12 日
香港	1997 年 5 月 15 日	1997 年 6 月 18 日
パキスタン	1998 年 3 月 10 日	2002 年 5 月 29 日
バングラデシュ	1998 年 11 月 10 日	1999 年 8 月 25 日
ロシア	1998 年 11 月 13 日	2000 年 5 月 27 日
モンゴル	2001 年 2 月 15 日	2002 年 3 月 24 日
シンガポール（経	2002 年 1 月 13 日	2002 年 11 月 30 日

済連携協定)		
韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日
メキシコ（経済連携協定）	2004年9月14日	2005年9月17日
マレーシア（経済連携協定）	2005年12月13日	2006年7月13日
フィリピン（経済連携協定）	2006年9月9日	2008年12月11日
チリ（経済連携協定）	2007年3月27日	2007年9月3日
タイ（経済連携協定）	2007年4月3日	2007年11月1日
カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日
ブルネイ（経済連携協定）	2007年6月18日	2008年7月31日
インドネシア（経済連携協定）	2007年8月20日	2008年7月1日
ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日
ウズベキスタン	2008年8月15日	2009年9月24日
ペルー	2008年11月21日	2009年12月10日
ベトナム（経済連携協定）※1	2008年12月25日	2009年10月1日
スイス（経済連携協定）	2009年2月19日	2009年9月1日
インド（経済連携協定）	2011年2月16日	2011年8月1日
ペルー（経済連携協定）※2	2011年5月31日	2012年3月1日
パプアニューギニア	2011年4月26日	2014年1月17日
コロンビア	2011年9月12日	2015年9月11日
クウェート	2012年3月22日	2014年1月24日
日本・中国・韓国	2012年5月13日	2014年5月17日
イラク	2012年6月7日	2014年2月25日
サウジアラビア	2013年4月30日	2017年4月7日 (予定)
モザンビーク	2013年6月1日	2014年8月29日
ミャンマー	2013年12月15日	2014年8月7日

豪州	2014年7月8日	2015年1月15日
カザフスタン	2014年10月23日	2015年10月25日
ウルグアイ	2015年1月26日	2017年4月14日 (予定)
ウクライナ	2015年2月5日	2015年11月26日
モンゴル（経済連携協定）	2015年2月10日	2016年6月7日
オマーン	2015年6月19日	未定
T P P（経済連携協定）	2016年2月4日	未定
イラン	2016年2月5日	2017年4月26日 (予定)
ケニア	2016年8月24日	未定
イスラエル	2017年2月1日	未定

備考1：2004年12月19日に発効した日ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。
備考2：2009年12月10日に発効した日ペルー投資協定の内容が組み込まれている。
備考3：この他、台湾とは民間窓口機関の取決めが2011年9月22日に署名

4. 新興国戦略

(1) 概要

我が国の市場が世界市場の中で相対的に小さくなる中、新興国展開の重要性はますます高まっている。新興国の需要の獲得は、我が国企業が世界で拡大する需要を捕捉して我が国に富を還流するため、また、我が国からの製品輸出・部素材調達を促進する基盤づくりのために必要である。新興国の成長を最大限に取り込んでいくためには、それぞれの新興国の状況を理解した上で、戦略的取組を進めていく必要がある。

そこで、各地域の事情を踏まえて、新興国を次の3グループに分類し、1. 政策対話や技術実証による相手国での制度構築支援、2. ロビイング活動の強化による規制・制度環境の整備、3. ミッション派遣・招聘や商談会及びテストマーケティング等による商機拡大、4. 安全対策セミナーを通じた我が国企業の進出環境整備といった取組を継続している。

(2) 新興市場の3類型

(ア) 中国・ASEAN：フル進出

第1グループは、「中国・ASEAN」である。同地域は、特にASEANにおける中間層・富裕層の増加に伴い、生産拠点としてだけでなく、消費市場としての魅力が増加している。ただし近年、海外の競合企業との競争が激化している。

今後は、サプライチェーンの高度化等を通じて「更に深く」、「更に幅広い」産業の進出により需要を取り込む、『フル進出』を目指す。

(イ) 南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米：クリティカル・マス到達

第2グループは、「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米」である。同地域は、富裕層・中間層も育ち、市場規模も大きく、成長率も高いが、我が国企業の進出は相対的に遅れていることから、逆転を目指さなければならない市場といえる。

これらの市場では、戦略的に『クリティカル・マス到達』を目指す有望分野に絞って、集中的に取り組んでいく。

(ウ) アフリカ：成功事例の創出

第3グループは、「アフリカ」である。同地域は、2030年頃にかけて、大幅な人口増が起こり、かつ市場も大規模に拡大するであろうとの期待も高いが、我が国企業の進出拠点数が736（世界全体の進出日本企業拠点数の1%程度）とかなり限定的である。

今後は、我が国企業が安心して投資できる環境整備を通じて、1つでも多くの『成功事例』を創出するとともに、資源・インフラ関連の個別プロジェクトの実現を目指す。

5. 二国間関係

5. 1. アジア大洋州各国関係

(1) 日本・中国関係

2006年10月に日中双方で発表した「日本・中国共同プレス発表」には、「共通の戦略的利益に立脚した互惠関係」（戦略的互惠関係）を構築するため努力していくことが盛り込まれ、その後、戦略的互惠関係構築のための様々な取組が進められた。

2012年9月の日本政府による尖閣諸島の取得・保有後、中国各地で反日デモが発生し、中国国内での日本製品の販売にも影響が出るなど、日本、中国経済関係も大きな影響を受け、約二年の間、首脳交流が途絶えたが、2014年11月に安倍総理と習近平国家主席（APEC首脳会合@北京）による日中首脳会談を契機に交流が再開。2015年には4月に安倍総理と習近平国家主席（バンドン会議@ジャカルタ）、11月に安倍総理と李克強総理（日中韓サミット@ソウル）が会談し、2016年は7月に安倍総理と李克強総理（ASEM首脳会合@ウランバートル）、9月に安倍総理と習近平国家主席（G20サミット@杭州）が会談するなど、その後日中関係は改善傾向にある。

経済産業省の「尖閣」後の取組みとしては、まず2014年11月の日中首脳会談の再開に先立ち、同年同月のAPEC閣僚会合において、宮澤経済産業大臣が高虎城・商務部長及び苗圩・工業信息化部長と会談し、双方の対話と協力を深めていくことで一致した。また同年12月には「日中省エネルギー・環境総合フォーラム（第8回）」が、翌年4月には商務部との次官級定期協議（第16回）が、それぞれ年1回の定期交流を再開した。直近では2016年11月、「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」の機会に、世耕経済産業大臣が徐紹史・国家発展改革委員会主任と会談し、経済産業省と国家発展改革委員会による「省エネルギー・環境分野における日中協力の更なる深化を図るための覚書」に署名した。覚書には、本フォーラムの継続開催、企業・研究機関の更なる協力の推進、グリーン発展人材の育成強化などの内容が含まれる。また2017年3月には、2012年以来5年ぶりに、菅原経済産業事務次官と寧吉喆・国家発展改革委員会副主任との間で日中高級事務レベル協議を開催し、経済面での日中協力の重要性につき一致した。

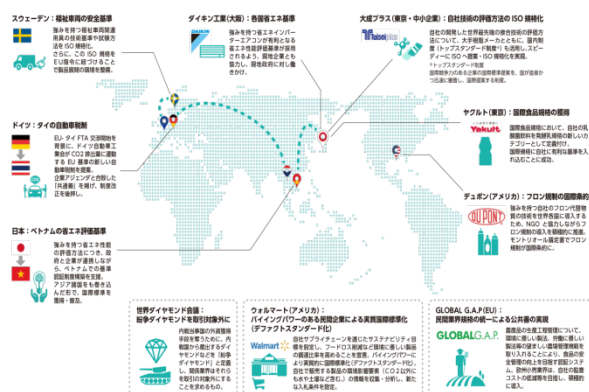


図 制度環境の整備

（２）日本・韓国関係

（ア）貿易・投資等

2016 年の日本、韓国貿易は日本から韓国への輸出は増加、日本の韓国からの輸出は減少となり、総額は約 718 億ドル（対前年比+0.5%）と 5 年振りに増加に転じた。また日本からの対韓国直接投資（実績ベース）は 4 年連続で減少し、2016 年は 8.1 億ドル（同▲33.8%）となった。この要因としては投資の一巡等、様々に指摘されている。一方で、日本、韓国ともに相手国が第 3 位の貿易相手国という位置づけは変わらず、また、韓国にとっては日本が最大の投資国（1962 年以降の累積）という関係は依然として維持されている。

（イ）徴用工訴訟問題

韓国における高裁判決を不服として 2013 年 7 月に新日鉄住金と三菱重工がそれぞれ韓国大法院に上告した裁判及び 2015 年 6 月に光州高裁で三菱重工が敗訴し大法院へ上告した裁判は、この期間に判決に向けた特段の動きはなかったが、地裁では 5 件の敗訴判決が出ており、いずれも高裁へ控訴している。

（ウ）日本産水産物に対する輸入規制強化

韓国が 2013 年 9 月に福島県を含む 8 県からの全ての水産物の輸入を禁止する特別措置を決定したことに対し、2015 年に日本から WTO 協定に基づく二国間協議を要請し、協議を実施したが解決に至らず、その後パネル設置を要請し、2016 年 2 月にパネリストが決定されるなど手続きが進行している。

（３）日本・モンゴル関係

1990 年以降、民主化、市場経済化を進め、急速に発展するモンゴルは、石炭、レアメタル等豊富な鉱物資源に恵まれていることから、更なる成長が期待され、我が国にとっても重要な資源国である。

2013 年 3 月に安倍総理がモンゴルに訪問し、同年 9 月には「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」が策定されるとともに、首脳・閣僚レベルの緊密な往来等により、両国関係は拡大・発展してきている。

安倍総理は 2014 年 7 月に「モンゴル・ビジネス・フォーラム」出席のため来日したエルベグドルジ大統領と首脳会談を行い、日本、モンゴル E P A 交渉が大筋合意に至っ

たことを受け、「戦略的パートナーシップ」を更に強化するため、経済分野での協力の強化が重要である点で一致し、今後更に互恵的かつ相互補完的な関係を深めていくことを表明した。また、安倍総理からは、「モンゴルの輸出と産業多角化を促進するための「エルチ・イニシアティブ・プラス」を提案し、モンゴルの中長期的な経済政策の策定を後押しすることを表明した。

安倍総理は 2015 年 10 月、総理大臣初となる 2 度目のモンゴルを訪問し、エルベグドルジ大統領、サイハンビレグ首相、エンフボルド議長と会談した。頻繁な首脳往来による「戦略的パートナーシップ」発展を歓迎し、E P A を通じた両国経済関係の深化を期待することで一致した。

2015 年 6 月には、第 7 回日本・モンゴル官民合同協議会が開催され、高木陽介経済産業副大臣、中野外務大臣政務官、エルデネバト産業大臣ら官民関係者約 170 名が参加し、両国間の経済関係強化について話し合われた。また、同日、宮沢経済産業大臣がエルデネバト産業大臣と会談し、産業及び貿易投資促進のための協力覚書に署名した。

2016 年 6 月、モンゴルにとっては初となる経済連携協定（EPA）が日本との間で発効した。この EPA は物品貿易、サービス、投資、電子商取引、競争、知的財産等のルールを盛り込んだ包括的な協定であり、今後の両国経済の活性化が期待される。また、安倍総理が 2016 年 7 月、ASEM 第 11 回首脳会合のためにモンゴルを再訪問し（史上初となる総理在任中 3 度目のモンゴル訪問）、エルベグドルジ大統領、エルデネバト首相、エンフボルド国家大会議長と会談した。2017 年の日モンゴル外交関係樹立 45 周年に向け、更なる関係強化について意見交換を行うとともに、モンゴルの自立的な経済発展に向けた協力として、EPA の発効を歓迎し、クリーンコール技術、環境、人材育成等の分野において協力することで一致した。

（４）日本・インド関係

2016 年 11 月、モディ首相訪日に際し、安倍総理と首脳会談を実施。日印原子力協定の署名のほか、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道について、2018 年に工事を始め、2023 年の開業を目指すことで合意した。また、インドの製造業基盤の底上げを図るための日本式ものづくり学校（JIM）・寄附講座（JEC）の開始、日本工業団地（JITs）の開発に関する協議と協力の継続について確認するとと

もに両首脳は広範囲にわたり協議を行い、2015 に策定された「日印ヴィジョン 2025」に述べられる特別戦略的グローバル・パートナーシップの包括的なレビューを行った。会談終了後、両首脳は、「日印共同声明」に署名。また、世耕経済産業大臣は、モディ首相と会談を行い、JIM・JEC を通じた製造業人材育成による Make in India 及び Skill India への貢献、エコカーの普及を通じたインドの環境対策への貢献、そして、世界経済の成長の要たるアジア・アフリカ地域を成長と繁栄の大動脈とする構想の立ち上げについて、意見交換を行った。更に、世耕経済産業大臣は、10 年間で 3 万人の製造業人材を育成すべく JIM・JEC の推進に関してインド・技能開発・起業省との MOC に署名した。

2017 年 1 月、世耕経済産業大臣が訪印し、モディ首相、シタラマン商工大臣、ルパニ・グジャラート州首相等、インド政府要人と会談を実施するとともに、世界のトップビジネスリーダーが集結する投資誘致イベント「バイブラン・グジャラート 2017」に出席した。5 年間で投資金額や進出企業数を倍増させるとした 2014 年の首脳合意の実現に向け、JIM3 万人プロジェクトへの支援を要請し、また、AOTS の研修に参加したインドの方に対して、次世代の人材育成支援や、両国の架け橋としての活躍を期待し、ものづくり人材大使を任命した。JBIC は中小企業の進出を促すため、「土地建屋の取得や電力・水の確保、許認可取得支援、工場周辺サービスなどを整備し“コンセントをつなぐだけで簡単に操業できる”環境やサービスを提供する」というコンセプトのプラグ&プレイ型貸工場への出資を決定し、ルパニ州首相立ち会いの下、MOU 締結式を実施した。あわせて、Make in India や高速鉄道など、モディ政権の主要アジェンダに貢献する日本企業 25 社のトップが同行し、世耕経済産業大臣と各閣僚との会談への同席、別途行われたルパニ州首相との意見交換会へ参加することで、日本企業のプレゼンスを示しつつ、インドにおけるビジネス環境整備を各要人に働きかけ、課題解決に向け前進した。さらに世耕経済産業大臣より、投資規模にかかわらず、中小企業を含む JITs へ特別インセンティブ・パッケージを付与するよう要請を行った。

また、経済産業省では、ビジネス環境整備に関連する州政府の大きな権限（土地収用、インフラ整備、許認可、税制）を踏まえ、日本企業の集積する戦略州との連携を強化

に力を入れており、アンドラ・プラデシュ州、グジャラート州、ラジャスタン州、マハラシュトラ州政府と政策対話を開催し、日本企業の投資・進出促進、ビジネス環境整備について議論した。特に、新州都建設を進めるアンドラ・プラデシュ州については、2016 年 5 月高木副大臣を団長とする官民ミッションが同州を訪問し、ナイドゥ州首相をはじめ、関係者に、新州都及び周辺都市における産業協力・投資促進協力について協議を行った。

（５）日本・スリランカ関係

2015 年 10 月、ウィクラマシンハ首相との首脳会談において「日・スリランカ包括的パートナーシップに関する共同宣言」を締結し、投資・貿易促進、国家開発計画に係る協力等に係るイニシアティブの推進について合意した。また、2016 年 5 月、シリセーナ大統領との首脳会談では、経済発展、海洋安全保障等の各分野の具体的な協力を進展させることを決定し、共同で「メディア・ステートメント」を発出した。

2016 年 7 月、経済産業審議官とサマラウィクラマ開発戦略・国際貿易大臣を議長として、スリランカの国家開発計画を支援し、交通インフラ、エネルギー等の分野で、日本の技術を活用したインフラ案件の創出、及び、スリランカにおける貿易・投資環境の一層の改善・向上を目指すべく「国家開発に関する協議」と「経済政策対話」を実施した。なお、経済政策対話では日本からスリランカへの投資を促進するためのロードマップ策定に合意。投資環境上の課題を整理し、競争力ある投資環境の実現、通関・物流オペレーションの改善を目指し、両国による具体的な対応策をロードマップに取りまとめるべく、経済産業省通商交渉官を議長とし合計 3 回の作業部会（ワーキンググループ）を開催した。

2016 年 10 月、世耕経済産業大臣がサマラウィクラマ開発戦略・国際貿易大臣と両国の経済関係強化に向け会談を実施。日本の技術や経験を活用し、エネルギー・インフラやコロンボ都市開発におけるライトメトロの導入等について、協力が可能である旨トップセールスを実施。また、ビジネス環境整備や投資促進ロードマップ策定について、双方で協力し取り組むことを確認した。

（６）日本・バングラデシュ関係

2016 年 5 月、安倍総理は、G7 伊勢志摩サミットのアウトリーチ会合参加のため訪日中のシェイク・ハシナ首相と 5 回目となる首脳会談を行った。日本経済特区の設置等を通じ、日本からの投資を促進するとともにバングラデシュの「2021 年までの中所得国化」実現に向けて支援を継続する旨を述べ、両国間の人物交流の拡大や貿易・投資の促進への期待を共有した。

また、現地日本企業が直面する課題の解決による二国間経済関係の強化及び日本からの投資促進の実現を目的とし、2014 年 5 月のハシナ首相訪日時、首脳声明において、日バングラデシュ官民合同経済対話の設置に合意した。2014 年 8 月に第 1 回対話、2016 年 4 月に第 2 回対話を実施。ビジネス環境整備の課題や投資促進に向けた事業環境整備、ワンストップサービス機能整備及び人材育成について協議した。また、今後の定期的なフォローアップメカニズムとして、在バングラデシュ日本大使館とバングラデシュ政府首相府が中心となり、「税金・銀行サービス」「投資分野の多角化」「投資環境整備」の 3 つのワーキング・グループを設置することを合意した。

（７）日本・豪州関係

2015 年 12 月のターンブル首相の訪日時、共同声明において、具体的なイノベーション連携を進展させる意思が共有されたことを受け、2017 年 1 月にイノベーションに関する日豪間のプロジェクト等の推進を内容とする協力覚書（MOC）を経済産業省と豪州産業イノベーション科学省の間で締結した。同 MOC により、イノベーションにより両国の経済・産業を発展させることを目的とした「日・豪イノベーションフレームワーク」を設置した。「日・豪イノベーションフレームワーク」に個別の協力分野の関係省庁・機関が参加し、経済産業省と豪州産業イノベーション科学省が取りまとめを担当することにより、両国のイノベーション協力を具体的に推進することとなった。

2015 年 1 月に発効した日豪経済連携協定は、両国の貿易及び投資における新たな成長をもたらし、2016 年 9 月にラオスにて行われた日豪首脳会談において、両首脳は日豪経済連携協定の順調な運用を歓迎した。

2016 年 10 月に世耕経済産業大臣がハント産業イノベーション科学大臣とイノベーション協力等に関する会談を行った。

（８）日中韓関係

2016 年 10 月、東京で第 11 回日中韓経済貿易大臣会合が開催された。

経済貿易大臣会合では世耕弘成経済産業大臣が議長を務め、高虎城・中国商務部部長、周亨煥・韓国産業通商資源部長官が出席し、三カ国間の貿易・投資関係、日中韓 FTA 及び RCEP、三国間協力（サプライチェーン連結性向上、オリンピック・パラリンピック、電子商取引、LNG、第四国市場、地方経済等）などについて議論を行った。

（９）日本・東アジア関係

（ア）日本、ASEAN 関係

2016 年 8 月 6 日にラオス・ビエンチャンにおいて、第 22 回日 ASEAN 経済大臣会合が開催され、ASEAN 経済共同体（AEC）が設立されたことと、世界の状況変化を踏まえ、「新しい時代の日 ASEAN 協力」について議論が行われた。世耕経済産業大臣からは、サプライチェーンコネクティビティ強化、新産業創出、質の高いメガ FTA へのコミットメントという三本柱による日 ASEAN 協力を提案し、この内容を盛り込んだ日 ASEAN の今後 10 年の経済協力に関する「ロードマップ」が合意された。特に、新産業創出については、第四次産業革命のアジア展開を日本企業と ASEAN 企業との連携によって進めるための新しい枠組みである「日 ASEAN イノベーションネットワーク」を提唱し、ASEAN 各国から、大きな期待と歓迎が寄せられた。また、ASEAN 日本人商工会議所連合会（FJCCIA）より ASEAN に対し、日系在 ASEAN 企業約 7000 社の意見を集約した「要望と提案」の説明があり、ASEAN から要望を実現していきたいとの回答があった。最後に世耕経済産業大臣から、ASEAN 成立 50 周年となる 2017 年、日本に ASEAN 各国の経済大臣を招く「ASEAN 経済大臣ロードショー」の開催を検討していることを表明し、各国から歓迎の意向が示された。

（イ）ASEAN+3（日本、中国、韓国）の取組

2016 年 8 月 4 日にラオス・ビエンチャンにおいて、第 19 回 ASEAN+3 経済大臣会合が開催された。東アジアビジネスカウンシル（EABC）からの要望を受け、意見交換を実施した。日本から、RCEP が目指す相互的、

包括的で、質の高い、経済的に意味のある経済連携実現のためにはビジネス界の声を聞くことが重要性であると指摘し、EABCの関与を歓迎した。また、日・中・韓のASEAN3センターから、それぞれの活動および3センターの協力に関する報告を受け、各国から今後の活動への期待が寄せられた。

(ウ) ASEAN+8 (日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド、米国、ロシア) の取組

2016年8月5日にラオス・ビエンチャンにおいて、第4回東アジアサミット経済大臣会合が開催された。東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)から新たに政策デザイン局を設置することなどを含むERIA改革に向けた中期作業計画が報告された。

(エ) 日本・メコン関係

2016年8月6日にラオス・ビエンチャンにおいて、第8回日メコン(日本、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びタイ)経済大臣会合が開催された。概要は以下の通り。

[1]2015年の第7回日メコン経済大臣会合で、各国独自の強みを生かし相互補完することによりメコン地域全体としての経済成長を目指す「Specialization & Collaboration」の考えのもと採択された「メコン産業開発ビジョン」を実現するための具体的な取組をまとめた「ワーク・プログラム」を策定した。

[2]日ASEAN経済産業協力委員会(AMEICC)西東回廊開発作業部会(WEC-WG)に対し、日本、メコンの関係各省庁、産業界および関係機関と連携し、「ワーク・プログラム」の改定に加え、「PDCAメカニズム」を活用し、今後のメコンの目指すべき産業姿絵を示した本ビジョンの進捗報告及び政策提言を、2017年夏を目処に実施するよう、委任した。

(オ) 東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)

東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)は、2008年の設立以来、「経済統合の深化」、「経済格差の是正」及び「持続的経済成長」を主要な政策分野とする調査・研究、成果普及、政策提言等を実施しており、東アジア首脳会議等の場を活用した政策の実現を目指している。

2016年には、学術的な研究に加えてアクションナブルな政策提言を求める加盟各国からの声を受け、ERIAは政策デザイン局を新設し、マレーシアの通商産業省次官を務

めたレベッカ・ファティマ・スタ・マリア氏が同局トップに就任した。同氏は、8月の東アジアサミット経済大臣会合において、西村英俊総長とともに、Brexit、RCEP、TPP、規制改革等について説明を行なった。また、UNCTADと共同で、ASEAN各国の非関税措置を網羅的に集めたデータベースを構築し、さらに、プラス6についても同様のデータベースを作成するべく作業を進めている。

さらに、ERIAは、ASEMの議長国モンゴルからの依頼を受け、アジアとヨーロッパのコンネクティビティと、北東アジアグリッドの相互接続についてスタディを実施し、7月のASEMサミットでも西村総長がプレゼンテーションを行なった。

これらERIAの活動については、ASEANや東アジアの経済閣僚及び首脳からも高く評価されており、引き続き、ERIAがASEAN首脳会合・東アジア首脳会合などに貢献していくことが期待されている。

(カ) その他の二国間関係

(A) 日本・インドネシア関係

与党が議会の69%を占める中、2016年7月、ジョコ・ウィドド大統領は第2次内閣改造を発表。経済関係閣僚では、商業大臣にエンガルティアスト・ルキタ氏、工業大臣にアイルランガ・ハルタルト氏、ルフト・パンジャイタン海洋担当調整府大臣が新たに就任した。また、同年11月にはイグナシウス・ジョナン エネルギー・鉱物資源大臣が就任した。世耕経済産業大臣は、2016年11月、出張中のペルーでエンガルティアスト商業大臣と会談を実施し、二国間の経済関係の強化について話し合うとともに、アジア太平洋地域における経済連携について議論を行った。

(B) 日本・ベトナム関係

2016年9月、世耕経済産業大臣はベトナムを訪問し、ニャ教育・訓練大臣と会談を行うとともに、日越大学開学記念シンポジウムで記念講義を行った。

(C) 日本・タイ関係

2016年9月、世耕経済産業大臣はタイを訪問し、プラユット首相及びピチュート科学技術大臣と二国間経済関

係の強化について意見交換を行った。

(D) 日本・ミャンマー関係

2016 年 8 月、日 A S E A N 経済大臣会合に出席するためラオスを訪問した世耕経済産業大臣はタン・ミン商業大臣と会談を実施し、両国間の重要プロジェクトであるティラワ S E Z の開発に引き続き力を入れて取り組むことを確認した。

5. 2. 米州関係

(1) 日本・アメリカ関係

(A) オバマ前政権下での日米通商関係

2016 年 5 月、安倍総理は G7 伊勢志摩サミットのため訪日したオバマ大統領と首脳会談を行った。会談では不透明さを増す現下の世界経済の状況を踏まえ、強固で、持続可能な、かつ均衡ある成長を実現するために日米で協力していくことで一致した。また、2016 年 2 月に日米を含む 12 カ国で署名した TPP の早期の承認に向け努力を続けていくことで一致した。

(B) トランプ新政権下での通商政策

2016 年は米国大統領選挙の年であった。トランプ候補（当時）は通商政策として、TPP からの離脱及び NAFTA の再交渉を公約として掲げており、当選直後となる 11 月 21 日、TPP からの脱退という方針を改めて示した。

2017 年 1 月 20 日、トランプ大統領が正式に大統領に就任した。就任直後の 1 月 23 日、TPP からの永久離脱をす大統領令に署名した。また就任後発表された 2017 年通商政策課題及び 2016 年次報告では、トランプ新政権の優先課題として、①通商政策において米国の国家主権を優先すること、②米国通商法を厳格に執行すること、③海外市場を開放するためあらゆるレバレッジを用いること、④主要国と新たな、または、より良い通商協定を締結することの 4 点を提示した。

(C) 日本とトランプ新政権

日本としては、2016 年 11 月に世界の首脳に先駆けて安倍総理がトランプ次期大統領（当時）との非公式会談をトランプタワーで行った。

2017 年 2 月、ワシントン D C にて日米首脳会談を行っ

た。日米同盟及び経済関係を一層強化するための強い決意を確認する共同声明を発出した。

経済に関しては、今後、日米経済関係を更に大きく飛躍させ、日米両国、アジア太平洋地域、ひいては世界の力強い経済成長をリードしていくために対話と協力を更に深めていくことで一致し、麻生副総理とペンス副大統領の下で経済対話を立ち上げることを決定した。経済対話においては、経済政策、インフラ投資やエネルギー分野での協力、貿易・投資ルール of 3 つを柱とすることで一致した。

経済産業省としても、日米経済対話の準備にも向け、2017 年 3 月、世耕経済産業大臣がワシントン D C にて、カウンターパートであるウィルバー・ロス米国商務長官、ゲーリー・コーン国家経済会議委員長、リック・ペリーエネルギー長官と会談を行った。

ロス商務長官との会談では、経済や通商分野に関する情勢認識やお互いの考えについて意見交換を行った。さらに世耕経済産業大臣から、R C E P 交渉の結果など、米国の TPP 離脱後のアジア太平洋の通商を巡る情勢を説明した。

コーン委員長との会談では、日米両国を巡る経済状況に関する情勢認識やお互いの考えについて意見交換を行った。また、世耕経済産業大臣から、アベノミクスに係るこれまでの成果や今後の課題を紹介した。

ペリーエネルギー長官とは、これまでの幅広いエネルギー協力関係を確認するとともに、今後、LNG、原子力、石炭火力発電・CCS、再生可能エネルギー等の分野における協力関係の一層の深化に向けて検討を行っていくことで一致した。

(2) 日本・カナダ関係

2016 年 5 月、安倍総理大臣は訪日中のジャスティン・トルドー首相と首脳会談を実施。両首脳はインフラ、エネルギー、科学技術、ビジネス環境・投資、観光・学生交流の 5 分野に焦点を当て、日加次官級経済協議（JEC）を進化させることについて一致できたことを歓迎。さらに、安倍総理から、カナダの LNG 輸出の早期実現やビジネス環境改善に向けてトルドー首相の指導力に期待する旨述べたのに対し、トルドー首相は、これらの問題を真剣に受け止めており、具体的な対応を進めたい旨述べた。また、両首脳は TPP 協定の早期発効に向けそれぞれ国内で議論を進めていくことを確認するとともに、パリ協定の早期発効と

その効果的な実施に向けて連携することを確認した。

日カナダ政府間では、2016年10月にカナダのオタワにおいて第27回日本・カナダ次官級経済協議（JEC）を開催し、インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境の改善・投資促進、及び観光・青少年交流の優先協力分野を中心に意見交換を行った。

（３）日本・中南米関係

（ア）日本・メキシコ関係

2017年1月、第9回日墨EPAビジネス環境整備委員会を開催。日本側からインフラ、治安対策など進出日系企業のビジネス環境整備に関する課題を提起し、メキシコ側の対応状況を聴取した。

（イ）日本・ブラジル関係

2016年10月、第4回日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会を開催し、ブラジルにおけるビジネス環境の改善及び両国の発展のための産業協力について意見交換を行った。また、同委員会において、特許審査協力に関する共同声明に署名。その後両国特許当局間で議論を重ね、2017年3月サンパウロにて、同年4月1日より特許庁審査ハイウェイ（PPH）の試行を開始することに合意した。

新興国市場開拓等事業費補助金（ロビイング活動支援事業）にて、日本商工会議所による両国経済の繁栄のためのブラジル側への政策提言活動（AGIR：Action plan for Greater Investment Realization）の中でブラジル貿易産業省と意見交換を実施。また、ブラジル議会の公聴会の場でもAGIR活動について説明とともに、更なるブラジルへの投資を進めるべくブラジルの硬直的な労働法制の改正、インフラ整備促進等の提言を行った。

また、新興国市場開拓等事業費補助金（ミッション・見本市等出展支援事業）にて、ブラジルへの進出や販路・調達拡大を目指す自動車部品メーカーや機械設備メーカーを対象に、ブラジルで自動車部品相談会を開催した。

（ウ）日本・チリ関係

チリへの投資は、日チリEPA発足以降、大きく増加しており、2011年から2013年の3年連続で我が国はチリへの最大の投資国となった。特に、鉱業分野での関係は深く、我が国の銅精鉱輸入量の約半分をチリから輸入している。

2016年4月には、2014年の7月の安部総理訪問時に経済産業省とチリ鉱業省との間で締結した鉱業分野におけ

る関係強化のための覚書に基づき、第1回日智鉱業官民合同会議をチリで実施し、鉱業分野の技術革新やリチウム開発等の分野における協力について議論を継続すること等の協力強化に向けた具体的な取組内容について合意した。

（エ）日本・キューバ関係

安倍総理大臣のキューバ訪問のタイミング（2016年9月）で、キューバの長期債務の返済等に日・キューバ両国間で合意。また、海外投資保険の一部再開を表明。

（オ）日本・ペルー関係

2016年11月、世耕経済産業大臣とエネルギー・鉱山省タマヨ大臣との間で鉱業分野に関する覚書を締結。本覚書に基づく包括的な枠組みを通じて、日本企業の投資促進と現地での操業環境を改善し、ペルー共和国の経済発展に寄与することで、Win-Winな関係を構築することとした。

（カ）日本・アルゼンチン関係

2016年5月、アルゼンチン共和国ミケティ副大統領及びブラウン工業生産大臣の来日の機会を捉え、日亜官民経済フォーラムをJETROと共催。二国間の貿易と投資促進における関心の共有と、経済連携協定や投資協定等法的枠組み構築の必要性を確認。また、ビジネス環境改善及び、貿易と投資の促進に向けた実質的な取り組みを開始すべく林経済産業大臣とミケティ副大統領との間で日亜貿易投資合同委員会の設置に向けた協力文書を交換した。

2016年8月に第1回日亜貿易投資促進合同委員会をブエノスアイレスにて開催。二国間の貿易・投資協力及び産業・技術協力等を加速するためのロードマップの策定について合意。また、投資・サービス・電子商取引協定の必要性を確認し、投資協定に関しては2016年9月、第1回交渉を開催した。

5. 3. 欧州・ロシア関係

欧州連合（EU）は、2017年3月現在28か国が加盟、人口約5.1億人、GDPは世界全体の約2.2割を占める政治・経済統合体である。EUは、域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場であり、単一通貨のユーロには、19か国が参加している。我が国とEUは、民主主義や市場経済という基本的価値観を共有するとともに、高い技術やイノベーションを有するグローバルパートナーである。

こうした経済規模を有するEUとの間で、良好な経済関

係を維持することは、日欧双方及び世界経済の発展のために不可欠であり、日EU経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）を通じた日欧経済関係の強化やグローバルな課題に対する日欧共同での取組は、近年、更に重要となっている。

EUを巡る大きな変化としては、2016年6月23日に英国においてEU離脱をめぐる国民投票が行われた結果、EUからの離脱が過半数（離脱支持51.9%、残留支持48.1%）を占めた。英国政府が離脱通知を可能とするために議会に提出した「EU離脱通知法案」は、2017年3月13日に議会で可決され3月16日成立、それを踏まえ、2017年3月29日、英国政府はリスボン条約第50条に基づきEUに対して正式に離脱の意思を通告した。今後、英EU交渉は2年間行われる予定であるが、EU加盟国の合意による延長が認められない限り、原則として、2019年3月29日付けで英国はEUから離脱することとなる。

（ア）日EU間の通商政策・産業政策に関する対話・協力の仕組み

（A）日EUビジネス・ラウンド・テーブル（BRT）

日・EUの双方の主な民間企業のCEOが参加する日EU産業界の対話・両政府への政策提言の場として、1999年に日EU・BRTが設置された。2016年4月20日に第18回会合を東京で開催。経済産業省からは鈴木経済産業副大臣が出席。欧州からはビエンコフスカ欧州委員会域内市場・産業・起業・中小企業担当委員が出席。

4つの専門家会合（1. EPA及び規制協力、2. 循環型経済、3. 日EU投資環境）にて提言内容が議論され、BRT議長より日欧首脳へ提言書が提出された。

（B）日EU産業政策対話

日EU間の産業政策やビジネス環境整備推進等に関する意見交換、及び、産業協力の進展のレビューを目的に、「日EU産業政策対話」を開催している。

双方の産業政策の紹介、産業協力の促進、規制障壁への要請、日EU・BRTの今後、日欧産業協力センターの取組の紹介等について議論が行われている。

（C）日欧産業協力センター

1986年に開催された日EC閣僚会合における通商産業省（当時）と欧州委員会との合意に基づき日欧産業協力センターが設立され、1987年より事業を開始した。日本とEUの貿易・投資活性化、経済関係の緊密化を目指し、日

EUにおける産業協力を促進するため、以下の事業を実施している。

（a）日EU経済連携強化事業

日EUの経済連携の深化に向けて、日・EU双方が関心を有する個別政策分野ごとにセミナーを実施。2016年度は、知的財産、循環型経済の動向等をテーマに、国内でのセミナーを計8回開催し約400名が参加、また欧州において計5回のセミナーを開催し、約500名が参加。

（b）日EUビジネス・ラウンド・テーブル事務局業務

2016年4月20日、ビジネス環境の整備及び貿易投資の円滑化を目的として、「日EUビジネス・ラウンド・テーブル（BRT）」第18回会合を東京において開催（詳細前述）。本会合の事務局を担当。

（c）研修生派遣事業（Vulcanus Program）

日EU間の人的交流の活発化を通じて産業協力を推進すべく、理工系の学部学生・大学院生を相互に派遣し、企業において研修を実施。2016年度は、計17名の学生をEU諸国に派遣した。1996年度の事業開始以来、EU諸国へ派遣した学生数は計393名に達している。

（d）EPA交渉促進・市場参入促進事業

日EU・EPA交渉開始に伴い、EU側からの対日本要求事項の1つである「我が国政府調達市場の透明性向上」に資する事業として、地方自治体等の調達情報を中小企業庁の官公需ポータルサイトを通じて、英語で提供した。

（イ）日欧二国間関係

日欧二国間では、EU主要国を含む各国との閣僚レベルでの往来や、事務レベルでの定期協議等を通じて、関係の強化を図っている。

（A）日仏関係

2016年7月、来日したシュヴァイツァー外相特別代表と星野経済産業大臣政務官が会談。日EU・EPAの2016年内大筋合意を目指すことで一致した他、自由貿易を巡る世界情勢や日本とフランスによるアフリカ協力について議論した。

2015年10月にヴァルス首相が来日した際、安倍総理との会談で2015年から2016年を「日仏イノベーションイヤー」とし日仏のイノベーションの振興を推進しようと始まった取組では、両国各地でイベントが催された。2016年12月6日及び7日に大阪で開催されたクロージングイベ

ントには日仏の政府・企業関係者が集まった。

2017 年 1 月 25 日に開催された第 30 回日仏産業協力委員会では、これまでの繊維、スマコミ/スマグリの作業部会 (WG) に加え、新たに IoT・WG が立ち上がった。また、近年重要性が増しているデジタル政策や英国の EU 離脱など世界経済の状況等について議論を行った。

航空機分野では、これまで、仏航空総局 (DGAC) との共催により、日仏間の民間航空機産業協力を目的とするワークショップを 2013 年より毎年開催している。2017 年 3 月 1 日には、エアバスの技術ニーズを踏まえ、日本企業とのマッチング支援等の取組強化を目的とし、「日エアバス民間航空機産業ワークショップを」新設した。

原子力分野では、日仏間での産業協力及び共同研究開発等を強化するため、2017 年 3 月 20 日にフランスにおいて世耕経済産業大臣とロワイヤル環境・エネルギー・海洋大臣との間で、「日本国経済産業省とフランス共和国環境・エネルギー・海洋省との間の民生用原子力協力に関する意図表明」が署名された。

(B) 日独関係

2016 年 4 月に、経済エネルギー省との間で、第 17 回日独次官級協議を東京で開催し、世界経済、産業のデジタル化、通商政策等について議論。また同日、同省との間で「日独 IoT/インダストリー 4.0 協力に係る共同声明」に署名、今後の当該分野における協力推進を確認した。

2016 年 5 月、訪独した安倍総理とメルケル首相が首脳会談を行い、G7 伊勢志摩サミットに向けた協力を確認し、前述の共同声明を歓迎するとともに、2017 年の CeBIT (情報通信見本市) への日本のパートナー国参加について招待を受けた。

2016 年 7 月、ASEM 首脳会合出席のためモンゴルを訪問した安倍総理はメルケル首相と会談し、英国の EU 離脱について適切な対応を求めるとともに、日 EU・EPA の 2016 年内の早期大筋合意に向けた連携を確認した。

2016 年 11 月には、ガウク大統領が訪日、安倍総理との間で首脳会談を行い、国際社会における日独協力の一層の推進、地域情勢への対応等について議論した。

2017 年 3 月にハノーバーで開催された CeBIT2017 (情報通信見本市) に日本がパートナー国として参加、安倍総理、世耕経済産業大臣等が出席するとともに、JETRO がジャパン・パビリオンを出展、日本から 118 社が参加した。期間

中、世耕経済産業大臣はツィプリス経済エネルギー大臣と会談し、第四次産業革命に関する日独協力の枠組みを定めた「ハノーバー宣言」に署名した。また、我が国の産業が目指す姿を示すコンセプトとして「Connected Industries」を発表した。

また同期間中、安倍総理とメルケル首相との首脳会談では、ハノーバー宣言の署名を歓迎するとともに、日独の中小企業交流に言及し、IoT 分野の交流を更に後押しする意思を確認した。

(C) 日英関係

日英間では、2016 年 5 月に安倍総理が訪英し、キャメロン首相と日英首脳会談が行われるとともに、経済分野については、G7 伊勢志摩サミットに向けた協力の確認、日 EU・EPA の本年中の大筋合意を目標にすることで一致した。

2016 年 7 月 13 日にメイ首相が就任し、7 月 26 日には日英首脳電話会談を開催し、安倍総理より、ブレグジットによる日本企業への悪影響を最小化するよう申し入れを行った。同日 (7/26)、日本政府全体としてブレグジットが日本経済に及ぼす影響等を精査する観点から、萩生田内閣官房副長官を議長とする「英国の EU 離脱に関する政府タスクフォース」を設置。同会合の第 3 回会合 (9/2) において日本政府として産業界の懸念・要望事項等を取りまとめた。それを踏まえ、9 月 20 日に安倍総理より、国連総会等における日英首脳会談において英国への働きかけを実施した。

(D) 日伊関係

日伊間では、2016 年 11 月にミラノで開催された第 28 回日伊ビジネスグループ (IJBG) 合同会議において、日伊間の「交通」、「機械」、「宇宙」、「デザイン」の 4 つの分野についてセッションが行われ、共同声明において、日 EU・EPA の包括的かつ高いレベルの協定実現に向け交渉を加速化するよう、日本政府及び欧州連合へ強く求める旨表明された。

また、2016 年 5 月にイタリアを訪問した安倍総理はレンツィ首相と会談し、日伊関係の一層の発展と G7 伊勢志摩サミットに向けた協力を確認した。

2017 年 3 月には、イタリアを訪問した安倍総理とジェンティローニ首相が会談し、G7 タオルミーナ・サミットに向けた協力、日 EU・EPA の早期の大筋合意実現に向け緊

密に連携することを確認した。

(3) 日本・ロシア・中央アジア・コーカサス関係

(ア) 日本・ロシア関係

2016 年 5 月、ソチで行われた日露首脳会談で、安倍総理から 8 項目の「協力プラン」(注)を提示し、プーチン大統領から高い評価と賛意が表明されて以降、同プランの具体化に向けた動きが加速化した。

(注) (1)健康寿命の伸長、(2)快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、(3)中小企業交流・協力の抜本的拡大、(4)エネルギー、(5)ロシアの産業多様化・生産性向上、(6)極東の産業振興・輸出基地化、(7)先端技術協力、(8)人的交流の抜本的拡大

同年 9 月、世耕経済産業大臣がロシア経済分野協力担当大臣に任命された。世耕ロシア経済分野協力担当大臣の下、野上官房副長官を議長とし、各省の次官級を構成員とした「ロシア経済分野協力推進会議」が発足した。11 月には、モスクワで「協力プラン」の具体化に関する日露ハイレベル作業部会が開催され、8 項目の「協力プラン」の具体化に向けた作業の加速化が確認されるとともに、同月ペルー・リマで開催された APEC 閣僚会合の際には、日露間で 8 項目の「協力プラン」の具体化に関する作業計画が合意された。

2016 年 12 月、大統領としては 11 年ぶりとなるプーチン・ロシア大統領の訪日を実現し、日露間で協力覚書等 80 件の文書が署名され、インフラプロジェクト等を始めた経済案件の着実な進展が見られた。

2017 年 1 月、世耕経済産業大臣はモスクワを訪問し、シュヴァロフ第一副首相、オレシュキン経済発展大臣、マントゥロフ産業商務大臣等との会談で 8 項目の「協力プラン」を着実かつ迅速に進めていく方策について協議した。

8 項目の「協力プラン」の個別分野では、「(3)中小企業交流・協力の抜本的拡大」に関連し、昨年 9 月、ウラジオストクで行われた東方経済フォーラムの際、経済産業省とロシア連邦経済発展省は、中堅・中小企業分野における協力のためのプラットフォーム創設に関する覚書を締結した。日本側は、同月末に、中堅・中小企業の海外展開支援機関や、自治体、金融機関などからなる日本側プラットフォームを立ち上げ、さらにロシアへの輸出・投資を拡大するため、JETRO にロシア展開の専門家を配置し、戦

略策定から販路開拓、パートナー探し、商談同行、契約締結まで一貫して個別企業支援を行う仕組みを整備し、一体的に支援を行っている。

「(4)エネルギー」に関しては、世耕経済産業大臣はノヴァク・エネルギー大臣との間で 2016 年 11 月、エネルギー・イニシアティブ協議会を立ち上げ、炭化水素、原子力、省エネ・再エネの各分野についてワーキング・グループを設置した。2017 年 1 月の第二回会合では、各分野の協力プロジェクトについて、その早期の具体化を目指して協力を進めていくことを確認した。

「(5)ロシアの産業多様化・生産性向上」については、2016 年 8 月、貿易経済に関する日露政府間委員会のもとに産業分野における協力に関する分科会を立ち上げ、具体化策を検討することとした。同分科会での議論を踏まえ、①高い技術力や生産性管理技術を備えた日本の専門家によるロシア企業の生産性診断及び改善指導、②ロシアの裾野産業に従事するラインマネージャーを日本に招聘し、生産工場の現場視察や日本の管理技術・設備に関する研修等を行っている。これら事業により、日本の最先端設備をロシア企業に導入することを目指すとともに、ロシア企業の生産性向上により、ロシアに進出している日系企業のロシア企業からの部品等の調達条件が改善され、ひいては日系企業の市場シェア拡大につながることが期待される。

(イ) 日本と中央アジア・コーカサス諸国との関係

日本と中央アジア・コーカサス各国は、貿易・投資環境整備や経済交流の活性化を図るため、経済会議の開催など二国間の経済対話を実施している。

日本と中央アジア・コーカサス各国との二国間関係について、今後の両国間の協力関係が綿密になることを期待しつつ、より一層の発展に繋げることが重要である。2016 年度中の日本と中央アジア・コーカサス各国との主な取り組みを以下に記す。

カザフスタンについては、2016 年 11 月 7 日、ナザルバエフ・カザフスタン大統領の訪日の機会を捉えて、第 6 回日本カザフスタン経済官民合同協議会が開催され、片瀬経済産業審議官を議長とする両国議長によるキーノートスピーチと、両国企業・政府代表による活発なパネルディスカッションが行われた。

ウズベキスタンについては、2016 年 5 月にガニエフ対

外経済関係投資貿易大臣が来日し、電力セクター等のインフラ分野のほか、放送、情報通信、医療など様々な分野でも、日本の高い技術によるインフラ整備に貢献できるか、その可能性について議論された。

トルクメニスタンについては、2016 年 6 月にババエフ副首相・トルクメンガス副総裁ほかが来日し、2015 年 10 月に両国首脳間で協力を約束した、ガス処理プラント等建設等プロジェクトについて認識を一致させた。また、今後も、懸案事項の解決のため、交渉を進展させることが重要である。

アゼルバイジャンについては、2017 年 2 月にアゼルバイジャンに於いて開催された第 9 回日本アゼルバイジャン経済合同会議に松村経済産業副大臣が出席し、エネルギー、医療、物流といった分野毎に、今後の協力の可能性について議論が行われた。また、アゼルバイジャン訪問中に行われたアリエフ大統領を始めとする政府要人との会談において、アリエフ大統領からは、エネルギー分野における日本企業の活動を支援する意向と、産業多角化に向けて日本企業の持つ知見・技術への高い関心が示され、両国間の貿易・投資拡大に向けた取組を強化していくことで一致した。また、シャリホフ副首相と松村経済産業副大臣の会談においては、主に非資源分野における協力について意見交換が行われ、今後の日アゼルバイジャンの経済関係強化に向けて協力していくことで一致した。

タジキスタンについては、2016 年 12 月にヒクマトulloゾダ経済発展貿易大臣の来日時に、中川経済産業大臣政務官が会談し、ODAの成功事例を着実に積み重ね、日本企業が安心して進出できるビジネス環境（税制・行政手続等）の整備が重要との議論を行った。

5. 4. 中東・アフリカ諸国関係

（1）中東・北アフリカ地域

（ア）総論

中東地域は、我が国にとってエネルギーの安定供給に欠かせない地域である。石油依存度の高い中東諸国において課題となっている産業多角化や貿易・投資環境改善への支援を通じ、同地域との経済関係の強化・市場の拡大と、同地域の安定確保を目指す。また、要人往来の機会を捉えながら油田権益の延長など、更なるエネルギー供給の安定確保に向けた働きかけを進めていく。

（イ）二国間関係

サウジアラビアについては、2016 年 9 月に、ムハンマド副皇太子が訪日し、安倍総理大臣と会談を行った。会談では、サウジアラビアの成長戦略である「サウジ・ビジョン 2030」と日本の成長戦略の実施に向け具体的協力を集中的に議論すべく、閣僚級の「日・サウジ・ビジョン 2030 共同グループ」を立ち上げ、2016 年 10 月に第 1 回会合を行うことで一致した。

同年 10 月には、リヤドにおいて、日本側から世耕経済産業大臣、菰浦外務副大臣が、サウジ側からファキーフ経済企画大臣、アル＝カサビ商業投資大臣、アル＝ファーレフエネルギー・産業・鉱物資源大臣が出席し、また両国合わせて 33 の省庁・機関が参加して、第 1 回日・サウジ・ビジョン 2030 共同グループ閣僚級会合が開催された。同会合においては、「貿易・投資機会」、「投資・ファイナンス」、「エネルギー・産業」、「中小企業・能力開発」、「文化・スポーツ」の主要テーマ毎にサブグループを設置し、具体的なアクションプランを協議することが合意され、あわせて、第 1 回の各サブグループも実施された。この機に、世耕経済産業大臣は、サルマン国王及びムハンマド副皇太子への表敬訪問を行い、サウジアラビア側から今後の両国の関係強化に向けた強い期待が表明された。

さらに、2017 年 3 月には、サルマン国王訪日という歴史的機会（サウジアラビア国王として 46 年ぶり）を捉え、安倍総理大臣との首脳会談において、二国間協力の基本的な方向性と具体的なプロジェクトをまとめた「日・サウジ・ビジョン 2030」が合意され、両首脳立ち会いの下で、世耕経済産業大臣及びファキーフ経済企画大臣他による「日・サウジ・ビジョン 2030」に係る協力覚書への署名が行われた。また、世耕経済産業大臣がサルマン国王を表敬し、「日・サウジ・ビジョン 2030」の策定が歓迎された。また、第 2 回日・サウジ・ビジョン 2030 共同グループ閣僚級会合を開催し、日本側からは、世耕経済産業大臣ほか、サウジアラビア側からはファキーフ経済企画大臣ほかが出席し、「日・サウジ・ビジョン 2030」を着実に実施するための討議が行われた。

アラブ首長国連邦（UAE）については、2016 年 5 月、高木経済産業副大臣が UAE を訪問し、第 4 回日アブダビ経済協議会（ADJEC）を通じて、二国間の経済協力における幅広い協力について議論した。また、同年 11 月、

高木経済産業副大臣がUAEを訪問し、アブダビ国際石油展示会議（ADIPEC）に参加、海上権益更新における日本企業の参画に向けた働きかけ等を行う貴重な機会となった。2017年1月には、世耕経済産業大臣がUAEを訪問し、ワールド・フューチャー・エナジー・サミット（WFES）に参加するとともに、ムハンマド皇太子をはじめとした政府要人との間で、エネルギーを始めとする幅広い分野での協力を一層推進していくことを確認した。同年3月、高木経済産業副大臣がUAEを訪問し、世界製造業・産業化サミット（GMIS）に参加し、第4次産業革命をはじめとしたUAE政府への製造業における貢献について意見交換を行ったほか、両国が引き続き経済関係強化にむけ協力していくことで認識が一致した。

カタールについては、2016年11月、アル・サダ・エネルギー工業大臣訪日時に開催されたLNG産消会議 2016や第10回日・カタール合同経済委員会といった場を通じて、我が国へのLNGの安定供給を始めとする経済関係の更なる強化に向けた意見交換が行われた。

イランについては、2016年9月に国連総会場で安倍総理大臣とローハニ大統領との首脳会談を実施。ローハニ大統領から、経済・貿易・投資関係を拡大させたいとの意向が示され、安倍総理大臣からは100億ドルのファイナンス・ファシリティの設定、投資協定の国会承認など日本側の取組を説明の上で、イラン側のビジネス環境整備等に関する更なる努力を働きかけた。同年10月には、前年に続きJETROがテヘラン国際産業見本市にジャパン・パビリオンを出展し、26の日本企業がこれに参加した。また、同年12月にはザリーフ外務大臣が訪日し、世耕経済産業大臣と会談を行うとともに、JETRO・駐日イラン大使館主催のビジネス・フォーラムに出席。日本企業の更なるイラン市場への進出を呼びかけた。

イラクについては、2016年9月の国際エネルギー・フォーラム閣僚会合（於アルジェリア）の機会を捉え、高木経済産業副大臣とルアイビ石油大臣との会談が実施され、原油やインフラ面での課題について議論が行われた。

トルコについては、2016年9月に国連総会場で安倍総理大臣がエルドアン大統領と首脳会談を実施したほか、同年12月に高木経済産業副大臣のオーストラリア出張（WTO・EGA閣僚会合）の機会を捉えて、ゼイベキチ経済大臣と会談を行い、投資・貿易関係強化に向けた意見

交換に加えて、日本企業によるトルコのインフラプロジェクトへの更なる参画に向けた働きかけを行った。

イスラエルについては、2016年12月にフランス・パリにおいてネタニヤフ首相と安倍総理大臣が首脳会談を実施したほか、同年6月にはイスラエル経済省との間で第2回日イスラエル経済政策対話を開催し、両国間の投資・貿易促進に向けた方策、研究開発（R&D）やサイバーセキュリティ分野での協力、ベンチャー政策等の幅広い分野で意見交換を行った。同年10月にはIoT分野の展示会「CCEATEC」（於東京）にイスラエル企業が参加したほか、2017年1月のサイバーセキュリティ分野の展示会「サイバーテック 2016」（於テルアビブ）に、昨年に引き続いてJETROがジャパンプースを出展するといった双方向での企業交流を支援し、日本企業に多くのビジネスマッチング機会を提供した。また、2017年1月に「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定」（日・イスラエル投資協定）の署名が行われた。

パレスチナについては、2016年11月にJETROとJICAが「パレスチナビジネス環境視察ミッション」を共催し、在イスラエル、在欧州、在中東の日系企業参加のもと、両国の企業交流活発化に向けた支援を行った。

アラブ連盟との連携においては、2016年5月にモロッコにおいて、林経済産業大臣出席の下、第4回日本・アラブ経済フォーラムを開催した。①日アラブ間における経済関係の多角化、②モロッコでの投資機会、③エネルギー・環境・インフラ等の幅広い分野での協力の推進について議論され、「日本・アラブ経済関係の発展のための共同声明（カサブランカ宣言）」が発出された。

6. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

（1）組織

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）は、2003年10月、独立行政法人日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された独立行政法人である。貿易振興事業の実施や、開発途上国等の調査研究を通じた、貿易拡大・経済協力促進への貢献を目指して、国内外のネットワークや海外ビジネス支援に精通した人材の厚み等を最大限に活かしながら、対日直接投資の促進や農林水産物・食品の輸出促進、中堅・中小企業など我が国企

業の海外展開支援、我が国企業活動や通商政策への貢献を実施している。

（２）実施事業

（ア）対日直接投資の促進

我が国における対日投資促進の中核機関として、海外からの大型案件の誘致や経済波及効果の高い案件の誘致に向けた取組を重点的に実施するとともに、既投資企業に対する長期的なフォローを行い、二次投資を促進した。

具体的には、今後の成長が有望視される「再生医療分野」や「IoT 分野」での研究開発拠点設立や、拠点設立の前段階となる日本企業・大学等との提携による実証研究について、重点的に支援した。

また、外国企業の誘致に積極的な自治体に対し、各自治体の誘致施策に応じた段階別の研修を実施。さらに、国内主要地域で広域的に支援を展開するべく、地域拠点に自治体の行政手続や優遇措置に精通し、地場企業との強固なネットワークを有する「外国企業誘致コーディネーター」を配置するなど、地域への誘致支援を強化した。

（イ）農林水産物・食品の輸出促進

日本政府が策定した「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、関係省庁、自治体、業界団体等と連携しつつ、農林水産物・食品の輸出を推進した。

具体的には、当該戦略策定に当たり、国・地域別の輸出環境や課題、市場性質等の情報を迅速に収集・提供し、戦略策定に貢献した。

また、海外マーケット情報や規制・制度情報を一元的に提供するポータルサイトの開設に加え、海外バイヤーリストの公開や農水産品に特化したマッチングサイトの運営を開始し、日本産品の販路拡大を支援した。

（ウ）中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業など我が国企業の海外展開を推進するため、貿易・投資相談への対応、海外バイヤーの招へいや海外における展示会への出展支援など各種支援を実施した。

具体的には、海外展開を目指す中堅・中小企業を総合的に支援する「新輸出大国コンソーシアム」の事務局となり、各支援機関の総取りまとめ役として中心的役割を担うなど、迅速かつ組織横断的に対応した。

また、日本が初めてパートナーカントリーとなった世界最大の国際情報通信技術見本市 CeBIT では、過去最大規模のジャパン・パビリオンを運営。IoT 等の新たな個別の産業分野において、海外展開に取り組む企業の裾野を広げる取組を行った。

小売分野では、ベトナムに現地進出している日系小売チェーン全店舗と連携し、日本の農水産品、食品、日用品を販売する事業を実施し、ジェトロが国内外ネットワークを活用して商品の掘り起こしやプロモーションを行うなど、現地日系商流を活用した支援を実施した。

（エ）我が国企業活動や通商政策への貢献

世界各地に展開した拠点網、海外の地域・産業等に豊富な知見を持つ人材、現地政府、企業、研究機関、国際機関等とのネットワーク、アジア経済研究所における地域研究・開発研究の蓄積などの強みを最大限に活用して、調査・分析活動を実施するとともに、国内外政府に向けて積極的な政策提言活動を行い、我が国の企業活動や通商政策等に貢献した。

具体的には、英国 EU 離脱決定時には、翌月に現地事務所長が帰国し緊急の情報提供セミナーを複数回開催したほか、ジェトロ幹部が直接複数の英国政府高官と面談し、英国 EU 離脱に伴う進出日系企業への影響を説明した。

また、米国新政権発足時には、セミナーを通じて全国で情報発信を行ったほか、新政権発足後初の日米首脳会談にあわせ、1 ヶ月という短期間で情報収集・提供を行い、会談において日本企業の現地での貢献をアピールする基礎資料を提供した。

さらに、アジア経済研究所においては、ラオスの物流コストの高さを実証した上で、物流コストの低減に向けた鉄道の整備等を提言。また、スリランカでは環ベンガル湾地域における経済協力のあり方について政策提言を行い、両国間の投資促進ロードマップに活用される見通しであるなど、各国との通商関係を築く上での素地となる研究活動を実施した。